

令和2年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果 【目次】

表1	勤務時間改正の状況	P 1
表2	早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況	P 2
表3	年次有給休暇の取得状況	P 4
表4	介護休暇の取得状況	P 5
表5	介護時間の取得状況	P 6
表6	育児休業等の取得状況	P 7
表6-1	育児休業等の取得状況【その他首長部局等】	P 11
表6-2	育児休業等の取得状況【警察部門】	P 12
表6-3	育児休業等の取得状況【消防部門】	P 13
表6-4	育児休業等の取得状況【教育委員会】	P 14
表6-5	育児休業等の取得状況【都道府県団体別】	P 15
表6-6	育児休業等の取得状況【指定都市団体別】	P 17
表6-7	育児休業等の取得状況【市区町村団体別】	P 19
表7	会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の状況	P 21
表8	各種休業制度・部分休業制度の導入状況	P 22
表9	自己啓発等休業の取得状況	P 23
表10	配偶者同行休業の取得状況	P 24
表11	修学部分休業の取得状況	P 25
表12	高齢者部分休業の取得状況	P 26
表13	時間外勤務命令の上限規制制度の状況	P 27
表14	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)	P 28
表14-1	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【都道府県】	P 29
表14-2	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【指定都市】	P 30
表14-3	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【市区町村】	P 31
表15	時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)	P 32
表15-1	時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【都道府県】	P 33
表15-2	時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【指定都市】	P 34
表15-3	時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【市区町村】	P 35
表16	勤務時間管理の実施方法の状況	P 36
表17	競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移	P 37
図1	過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移	P 38
表18	競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移	P 39
図2	過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移	P 40
表19	中途採用試験の実施状況	P 41
表20	ストレスチェックの実施状況等	P 42
表20-1	ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況	P 42
表20-2	ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況	P 43
表20-3	ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数	P 44
表20-4	ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数	P 45
表20-5	集団分析結果の団体区分別活用状況	P 46
表20-6	集団分析結果の部局別活用状況	P 47
表20-7	ストレスチェック未実施の団体区分別事業場数	P 48
表20-8	ストレスチェック未実施の部局別事業場数	P 49
表21	メンタルヘルス対策の取組状況	P 50
表21-1	団体区分別	P 50
表21-2-1	部局別【知事及び市区町村長】	P 51
表21-2-2	部局別【教育委員会】	P 52
表21-2-3	部局別【警察】	P 53
表21-2-4	部局別【消防】	P 54
表21-2-5	部局別【公営企業】	P 55
表22	長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況	P 56
表22-1	面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況	P 56
表22-2	面接指導の強化に係る例規・指針等の部局別整備状況	P 57
表22-3	面接指導の団体区分別実施状況	P 58
表22-4	面接指導の部局別実施状況	P 59

表1 勤務時間改正の状況(令和3年4月1日現在)

	団体数	1週間の正規の勤務時間			
		38時間45分	左記以外	令和3年度中に施行	勤務時間改正の予定 時期未定
都道府県	47	47	0	0	0
指定都市	20	20	0	0	0
市区町村	1,721	1,719	2	0	2
合計	1,788	1,786	2	0	2

表2 早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況(令和3年4月1日現在)

区 分	団体数	業務上の早出・遅出			育児・介護のための早出・遅出			通勤混雑緩和のための早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	31 (66.0%)	2 (4.3%)	14 (29.8%)	45 (95.7%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	36 (76.6%)	2 (4.3%)	9 (19.1%)
指定都市	20 (100%)	16 (80.0%)	1 (5.0%)	3 (15.0%)	17 (85.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	12 (60.0%)	2 (10.0%)	6 (30.0%)
市区町村	1,721 (100%)	720 (41.8%)	140 (8.1%)	861 (50.0%)	1,157 (67.2%)	165 (9.6%)	399 (23.2%)	224 (13.0%)	107 (6.2%)	1,390 (80.8%)
合 計	1,788 (100%)	767 (42.9%)	143 (8.0%)	878 (49.1%)	1,219 (68.2%)	169 (9.5%)	400 (22.4%)	272 (15.2%)	111 (6.2%)	1,405 (78.6%)

区 分	団体数	疲労蓄積防止のための早出・遅出			修学等のための早出・遅出			障害の特性等に応じた早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	22 (46.8%)	1 (2.1%)	24 (51.1%)	21 (44.7%)	2 (4.3%)	24 (51.1%)	27 (57.4%)	2 (4.3%)	18 (38.3%)
指定都市	20 (100%)	9 (45.0%)	2 (10.0%)	9 (45.0%)	7 (35.0%)	0 (0.0%)	13 (65.0%)	10 (50.0%)	2 (10.0%)	8 (40.0%)
市区町村	1,721 (100%)	103 (6.0%)	114 (6.6%)	1,504 (87.4%)	63 (3.7%)	102 (5.9%)	1,556 (90.4%)	103 (6.0%)	183 (10.6%)	1,435 (83.4%)
合 計	1,788 (100%)	134 (7.5%)	117 (6.5%)	1,537 (86.0%)	91 (5.1%)	104 (5.8%)	1,593 (89.1%)	140 (7.8%)	187 (10.5%)	1,461 (81.7%)

区 分	団体数	フレックスタイム制度		
		導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	12 (25.5%)	10 (21.3%)	25 (53.2%)
指定都市	20 (100%)	2 (10.0%)	4 (20.0%)	14 (70.0%)
市区町村	1,721 (100%)	70 (4.1%)	144 (8.4%)	1,507 (87.6%)
合 計	1,788 (100%)	84 (4.7%)	158 (8.8%)	1,546 (86.5%)

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

表2 早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況

区分	団体数	育児・介護のための早出・遅出の導入済み団体数						増減 (R2.4.1→R3.4.1)
		平成29年4月1日現在	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在		
都道府県	47 (100%)	44 (93.6%)	44 (93.6%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	0	
指定都市	20 (100%)	9 (45.0%)	11 (55.0%)	13 (65.0%)	16 (80.0%)	17 (85.0%)	+1	
市区町村	1,721 (100%)	1,056 (61.4%)	1,081 (62.8%)	1,102 (64.0%)	1,130 (65.7%)	1,157 (67.2%)	+27	
合計	1,788 (100%)	1,109 (62.0%)	1,136 (63.5%)	1,160 (64.9%)	1,191 (66.6%)	1,219 (68.2%)	+28	

区分	団体数	フレックスタイム制度の導入済み団体数						増減 (R2.4.1→R3.4.1)
		平成29年4月1日現在	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在		
都道府県	47 (100%)	8 (17.0%)	9 (19.1%)	10 (21.3%)	12 (25.5%)	12 (25.5%)	0	
指定都市	20 (100%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	0	
市区町村	1,721 (100%)	30 (1.7%)	35 (2.0%)	50 (2.9%)	66 (3.8%)	70 (4.1%)	+4	
合計	1,788 (100%)	38 (2.1%)	45 (2.5%)	62 (3.5%)	80 (4.5%)	84 (4.7%)	+4	

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。

表3 年次有給休暇の取得状況(令和2年)

【令和2年1月1日～令和2年12月31日※】

〔参考〕平均取得日数（日）

区 分	平均取得日数 (日)	取得日数が年5日に 満たない職員の割合 (%)
都道府県	11.8 (12.3)	14.5%
指定都市	14.0 (14.0)	5.6%
市区町村	11.1 (11.0)	17.3%
301名以上 (514団体)	11.6 (11.0)	15.1%
101名以上 300名以下 (705団体)	10.0 (10.0)	21.8%
100名以下 (502団体)	9.5 (9.7)	24.1%
全 体	11.7 (11.7)	15.0%

国	14.8 (14.9)
民間	10.1 (10.1)

出典：「令和3年国家公務員給与等実態調査」（人事院）
「令和3年就労条件総合調査」（厚生労働省）

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和2年4月1日～令和3年3月31日」

（注1）調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。

（注2）（ ）は、平成31年（令和元年）の平均取得日数。（民間の数値は、平成31年（令和元年）（又は平成30会計年度））

（注3）「取得日数が年5日に満たない職員の割合」の取得日数の算出方法は、対象期間において使用した年次有給休暇のうち、日を単位として取得した年次有給休暇の合計であり、時間単位で取得した年次有給休暇を含まない。

（注4）市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

（参考）

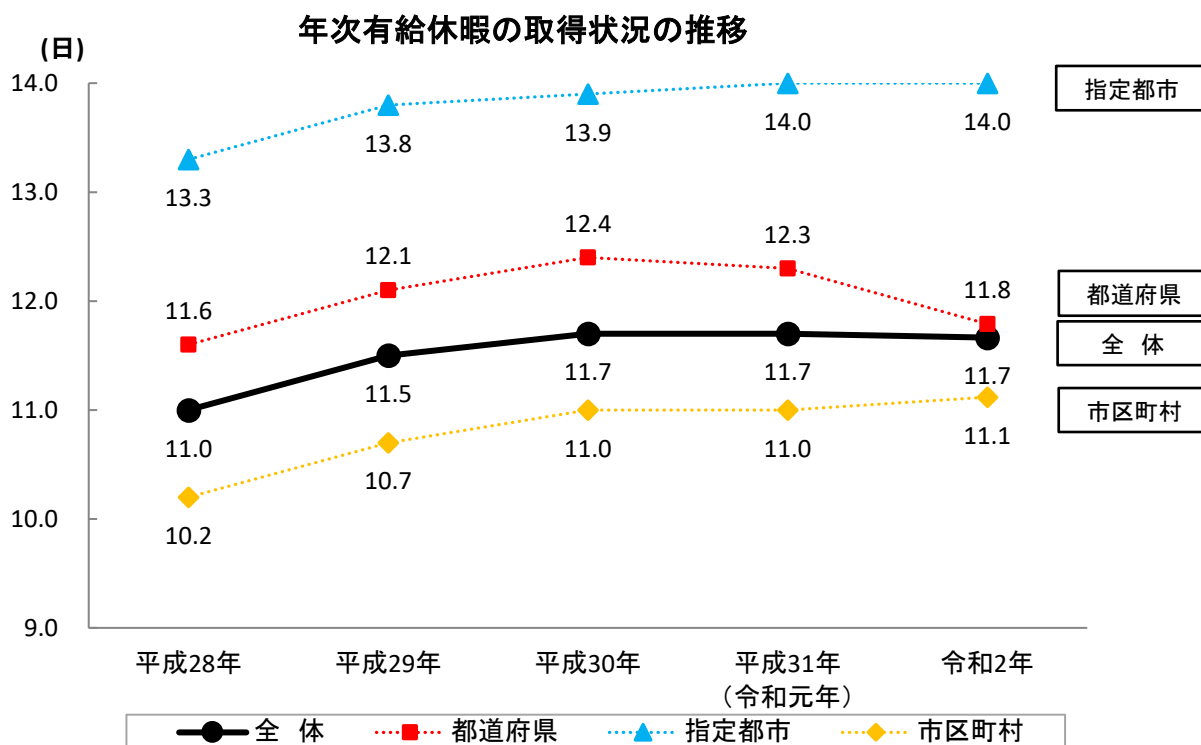


表4 介護休暇の取得状況(令和2年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	要介護者別の取得者数（職員との続柄別）							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	417 (33.0%)	101 (24.2%)	255 (61.2%)	43 (10.3%)	9 (2.2%)	4 (1.0%)	5 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	848 (67.0%)	90 (10.6%)	482 (56.8%)	199 (23.5%)	38 (4.5%)	28 (3.3%)	9 (1.1%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
指定都市	男性職員	126 (30.4%)	43 (34.1%)	65 (51.6%)	11 (8.7%)	3 (2.4%)	0 (0.0%)	4 (3.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	288 (69.6%)	27 (9.4%)	170 (59.0%)	71 (24.7%)	13 (4.5%)	1 (0.3%)	4 (1.4%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	265 (28.7%)	45 (17.0%)	176 (66.4%)	27 (10.2%)	13 (4.9%)	1 (0.4%)	3 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	658 (71.3%)	54 (8.2%)	339 (51.5%)	222 (33.7%)	23 (3.5%)	9 (1.4%)	10 (1.5%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	808 (31.1%)	189 (23.4%)	496 (61.4%)	81 (10.0%)	25 (3.1%)	5 (0.6%)	12 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	1,794 (68.9%)	171 (9.5%)	991 (55.2%)	492 (27.4%)	74 (4.1%)	38 (2.1%)	23 (1.3%)	3 (0.2%)	2 (0.1%)
	計	2,602 (100.0%)	360 (13.8%)	1,487 (57.1%)	573 (22.0%)	99 (3.8%)	43 (1.7%)	35 (1.3%)	3 (0.1%)	2 (0.1%)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間別の取得者数					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
都道府県	男性職員	417 (33.0%)	220 (52.8%)	52 (12.5%)	45 (10.8%)	28 (6.7%)	10 (2.4%)	62 (14.9%)
	女性職員	848 (67.0%)	331 (39.0%)	138 (16.3%)	87 (10.3%)	64 (7.5%)	44 (5.2%)	184 (21.7%)
指定都市	男性職員	126 (30.4%)	33 (26.2%)	30 (23.8%)	17 (13.5%)	7 (5.6%)	7 (5.6%)	32 (25.4%)
	女性職員	288 (69.6%)	69 (24.0%)	56 (19.4%)	41 (14.2%)	27 (9.4%)	22 (7.6%)	73 (25.3%)
市区町村	男性職員	265 (28.7%)	168 (63.4%)	27 (10.2%)	21 (7.9%)	13 (4.9%)	9 (3.4%)	27 (10.2%)
	女性職員	658 (71.3%)	254 (38.6%)	117 (17.8%)	75 (11.4%)	39 (5.9%)	42 (6.4%)	131 (19.9%)
合計	男性職員	808 (31.1%)	421 (52.1%)	109 (13.5%)	83 (10.3%)	48 (5.9%)	26 (3.2%)	121 (15.0%)
	女性職員	1,794 (68.9%)	654 (36.5%)	311 (17.3%)	203 (11.3%)	130 (7.2%)	108 (6.0%)	388 (21.6%)
	計	2,602 (100.0%)	1,075 (41.3%)	420 (16.1%)	286 (11.0%)	178 (6.8%)	134 (5.1%)	509 (19.6%)

(注) 1 介護休暇取得者数は、令和2年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

2 「要介護者別の取得者数」及び「介護休暇の期間別の取得者数」の()は、「介護休暇取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

3 「介護休暇取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

4 「介護休暇取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

表5 介護時間の取得状況(令和2年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	介護時間 取得者数	要介護者別の取得者数（職員との続柄別）							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	101 (30.6%)	15 (14.9%)	79 (78.2%)	5 (5.0%)	0 (0.0%)	2 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	229 (69.4%)	15 (6.6%)	136 (59.4%)	61 (26.6%)	9 (3.9%)	4 (1.7%)	4 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	21 (24.7%)	3 (14.3%)	14 (66.7%)	2 (9.5%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	64 (75.3%)	2 (3.1%)	40 (62.5%)	18 (28.1%)	2 (3.1%)	1 (1.6%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	45 (21.7%)	8 (17.8%)	32 (71.1%)	2 (4.4%)	3 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	162 (78.3%)	7 (4.3%)	85 (52.5%)	59 (36.4%)	8 (4.9%)	1 (0.6%)	2 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	167 (26.8%)	26 (15.6%)	125 (74.9%)	9 (5.4%)	4 (2.4%)	2 (1.2%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	455 (73.2%)	24 (5.3%)	261 (57.4%)	138 (30.3%)	19 (4.2%)	6 (1.3%)	7 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	計	622 (100.0%)	50 (8.0%)	386 (62.1%)	147 (23.6%)	23 (3.7%)	8 (1.3%)	8 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

団体区分	区 分	介護時間 取得者数	介護時間の期間別の取得者数					
			6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
都道府県	男性職員	101 (30.6%)	63 (62.4%)	25 (24.8%)	8 (7.9%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	4 (4.0%)
	女性職員	229 (69.4%)	108 (47.2%)	73 (31.9%)	12 (5.2%)	8 (3.5%)	5 (2.2%)	23 (10.0%)
指定都市	男性職員	21 (24.7%)	10 (47.6%)	4 (19.0%)	2 (9.5%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	4 (19.0%)
	女性職員	64 (75.3%)	33 (51.6%)	14 (21.9%)	7 (10.9%)	1 (1.6%)	1 (1.6%)	8 (12.5%)
市区町村	男性職員	45 (21.7%)	24 (53.3%)	7 (15.6%)	4 (8.9%)	0 (0.0%)	3 (6.7%)	7 (15.6%)
	女性職員	162 (78.3%)	50 (30.9%)	58 (35.8%)	5 (3.1%)	2 (1.2%)	2 (1.2%)	45 (27.8%)
合計	男性職員	167 (26.8%)	97 (58.1%)	36 (21.6%)	14 (8.4%)	1 (0.6%)	4 (2.4%)	15 (9.0%)
	女性職員	455 (73.2%)	191 (42.0%)	145 (31.9%)	24 (5.3%)	11 (2.4%)	8 (1.8%)	76 (16.7%)
	計	622 (100.0%)	288 (46.3%)	181 (29.1%)	38 (6.1%)	12 (1.9%)	12 (1.9%)	91 (14.6%)

(注) 1 介護時間取得者数は、令和2年度中に介護時間を取得開始した職員数である。

2 「要介護者別の取得者数」及び「介護時間の期間別の取得者数」の（ ）は、「介護時間取得者数」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

3 「介護時間取得者数」の団体区分ごとの（ ）は、団体区分ごとの計に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

4 「介護時間取得者数」の合計欄の（ ）は、「計」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

表6 育児休業等の取得状況(令和2年度)

1 育児休業の取得者数等(全部門合計)

(単位：人)

	令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間							
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超	
都道府県	男性職員	36,285	3,433	9.5%	1,749 (50.9%)	597 (17.4%)	364 (10.6%)	217 (6.3%)	385 (11.2%)	96 (2.8%)	25 (0.7%)
	女性職員	23,104	23,028	99.7%	139 (0.6%)	275 (1.2%)	685 (3.0%)	1,558 (6.8%)	3,989 (17.3%)	8,626 (37.5%)	7,756 (33.7%)
指定都市	男性職員	8,454	1,823	21.6%	1,038 (56.9%)	327 (17.9%)	182 (10.0%)	71 (3.9%)	149 (8.2%)	48 (2.6%)	8 (0.4%)
	女性職員	7,013	7,060	100.7%	22 (0.3%)	39 (0.6%)	146 (2.1%)	570 (8.1%)	1,429 (20.2%)	2,857 (40.5%)	1,997 (28.3%)
市区町村	男性職員	19,721	3,268	16.6%	1,863 (57.0%)	713 (21.8%)	346 (10.6%)	121 (3.7%)	163 (5.0%)	50 (1.5%)	12 (0.4%)
	女性職員	15,791	15,695	99.4%	50 (0.3%)	112 (0.7%)	420 (2.7%)	995 (6.3%)	4,596 (29.3%)	5,336 (34.0%)	4,186 (26.7%)
合計	男性職員	64,460	8,524	13.2%	4,650 (54.6%)	1,637 (19.2%)	892 (10.5%)	409 (4.8%)	697 (8.2%)	194 (2.3%)	45 (0.5%)
	女性職員	45,908	45,783	99.7%	211 (0.5%)	426 (0.9%)	1,251 (2.7%)	3,123 (6.8%)	10,014 (21.9%)	16,819 (36.7%)	13,939 (30.4%)
(参考) 1 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		5日未満		5日以上2週間未満		2週間以上1月以下					
		543 (11.7%)		1,312 (28.2%)		2,795 (60.1%)					

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和元年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和2年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表6 育児休業等の取得状況(令和2年度)

2 育児短時間勤務の取得者数等(全部門合計)

(単位：人)

		育児短時間勤務 取得者数	育児短時間勤務承認期間			
			3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超
都道府県	男性職員	103 (100.0%)	29 (28.2%)	8 (7.8%)	5 (4.9%)	61 (59.2%)
	女性職員	2,367 (100.0%)	245 (10.4%)	196 (8.3%)	222 (9.4%)	1,704 (72.0%)
指定都市	男性職員	30 (100.0%)	10 (33.3%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)	16 (53.3%)
	女性職員	836 (100.0%)	69 (8.3%)	64 (7.7%)	75 (9.0%)	628 (75.1%)
市区町村	男性職員	48 (100.0%)	25 (52.1%)	11 (22.9%)	1 (2.1%)	11 (22.9%)
	女性職員	1,042 (100.0%)	172 (16.5%)	143 (13.7%)	103 (9.9%)	624 (59.9%)
合計	男性職員	181 (100.0%)	64 (35.4%)	21 (11.6%)	8 (4.4%)	88 (48.6%)
	女性職員	4,245 (100.0%)	486 (11.4%)	403 (9.5%)	400 (9.4%)	2,956 (69.6%)

(注) 1 「育児短時間勤務取得者数」には、令和元年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和2年度から新たに育児短時間勤務を取得した者が含まれる。

2 「育児短時間勤務承認期間」の()は、「育児短時間勤務取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%と異なる場合がある。)である。

表6 育児休業等の取得状況(令和2年度)

3 部分休業の取得者数等(全部門合計)

(単位:人)

	部分休業 取得者数	部分休業承認期間					
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
都道府県	男性職員	391 (88.1%)	30 (6.8%)	3 (0.7%)	6 (1.4%)	8 (1.8%)	6 (1.4%)
	女性職員	4,957 (76.4%)	460 (7.1%)	135 (2.1%)	308 (4.7%)	399 (6.1%)	229 (3.5%)
指定都市	男性職員	207 (80.5%)	33 (12.8%)	6 (2.3%)	3 (1.2%)	7 (2.7%)	1 (0.4%)
	女性職員	2,084 (76.1%)	309 (11.3%)	26 (0.9%)	69 (2.5%)	156 (5.7%)	94 (3.4%)
市区町村	男性職員	349 (77.0%)	35 (7.7%)	10 (2.2%)	10 (2.2%)	31 (6.8%)	18 (4.0%)
	女性職員	4,582 (62.2%)	687 (9.3%)	251 (3.4%)	523 (7.1%)	837 (11.4%)	487 (6.6%)
合計	男性職員	947 (82.1%)	98 (8.5%)	19 (1.6%)	19 (1.6%)	46 (4.0%)	25 (2.2%)
	女性職員	11,623 (70.0%)	1,456 (8.8%)	412 (2.5%)	900 (5.4%)	1,392 (8.4%)	810 (4.9%)

(注) 1 「部分休業取得者数」には、令和元年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和2年度から新たに部分休業を取得した者が含まれる。

2 「部分休業承認期間」の()は、「部分休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表6 育児休業等の取得状況(令和2年度)

4 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者数

(単位：人)

	令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得した職員数
都道府県	36,285 (100.0%)	28,739 (79.2%)	21,001 (57.9%)	30,605 (84.3%)	14,043 (38.7%)
指定都市	8,454 (100.0%)	6,492 (76.8%)	5,241 (62.0%)	7,107 (84.1%)	3,853 (45.6%)
市区町村	19,721 (100.0%)	13,796 (70.0%)	7,908 (40.1%)	14,706 (74.6%)	5,950 (30.2%)
合計	64,460 (100.0%)	49,027 (76.1%)	34,150 (53.0%)	52,418 (81.3%)	23,846 (37.0%)

(注) 1 () は、「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

2 「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の制度を設けていない団体における「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。

表6-1 育児休業等の取得状況(令和2年度)

1 育児休業の取得者数等(その他首長部局等)

(単位:人)

	令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	1,723	28.9%	1,036 (60.1%)	324 (18.8%)	153 (8.9%)	76 (4.4%)	107 (6.2%)	24 (1.4%)	3 (0.2%)
	女性職員	4,464	100.2%	31 (0.7%)	88 (2.0%)	180 (4.0%)	402 (9.0%)	1,217 (27.3%)	1,405 (31.5%)	1,141 (25.6%)
指定都市	男性職員	1,299	37.1%	720 (55.4%)	275 (21.2%)	134 (10.3%)	46 (3.5%)	84 (6.5%)	34 (2.6%)	6 (0.5%)
	女性職員	2,951	100.6%	6 (0.2%)	20 (0.7%)	81 (2.7%)	274 (9.3%)	725 (24.6%)	1,035 (35.1%)	810 (27.4%)
市区町村	男性職員	2,963	20.1%	1,683 (56.8%)	639 (21.6%)	315 (10.6%)	115 (3.9%)	155 (5.2%)	46 (1.6%)	10 (0.3%)
	女性職員	13,858	99.4%	46 (0.3%)	100 (0.7%)	376 (2.7%)	879 (6.3%)	4,150 (29.9%)	4,663 (33.6%)	3,644 (26.3%)
合計	男性職員	5,985	24.7%	3,439 (57.5%)	1,238 (20.7%)	602 (10.1%)	237 (4.0%)	346 (5.8%)	104 (1.7%)	19 (0.3%)
	女性職員	21,273	99.8%	83 (0.4%)	208 (1.0%)	637 (3.0%)	1,555 (7.3%)	6,092 (28.6%)	7,103 (33.4%)	5,595 (26.3%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		5日未満		5日以上2週間未満		2週間以上1月以下				
		329 (9.6%)		994 (28.9%)		2,116 (61.5%)				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和元年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和2年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表6-2 育児休業等の取得状況(令和2年度)

1 育児休業の取得者数等(警察部門)

(単位：人)

	令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	13,833	677	4.9%	508 (75.0%)	94 (13.9%)	35 (5.2%)	8 (1.2%)	18 (2.7%)	6 (0.9%)	8 (1.2%)
	2,288	2,311	101.0%	1 (0.0%)	6 (0.3%)	42 (1.8%)	126 (5.5%)	335 (14.5%)	495 (21.4%)	1,306 (56.5%)
指定都市										
市区町村										
合計	13,833	677	4.9%	508 (75.0%)	94 (13.9%)	35 (5.2%)	8 (1.2%)	18 (2.7%)	6 (0.9%)	8 (1.2%)
	2,288	2,311	101.0%	1 (0.0%)	6 (0.3%)	42 (1.8%)	126 (5.5%)	335 (14.5%)	495 (21.4%)	1,306 (56.5%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		5日未満		5日以上2週間未満		2週間以上1月以下				
		24	(4.7%)	135		349				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和元年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和2年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とされない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表6-3 育児休業等の取得状況(令和2年度)

(単位：人)

1 育児休業の取得者数等(消防部門)

	令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間							
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超	
都道府県	男性職員	1,241	42	3.4%	16 (38.1%)	12 (28.6%)	5 (11.9%)	3 (7.1%)	6 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	51	42	82.4%	0 (0.0%)	6 (14.3%)	8 (19.0%)	14 (33.3%)	14 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	1,756	153	8.7%	127 (83.0%)	12 (7.8%)	6 (3.9%)	4 (2.6%)	3 (2.0%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)
	女性職員	78	83	106.4%	5 (6.0%)	3 (3.6%)	6 (7.2%)	8 (9.6%)	25 (30.1%)	15 (18.1%)	21 (25.3%)
市区町村	男性職員	3,899	92	2.4%	70 (76.1%)	18 (19.6%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)
	女性職員	118	117	99.2%	2 (1.7%)	2 (1.7%)	4 (3.4%)	10 (8.5%)	47 (40.2%)	30 (25.6%)	22 (18.8%)
合計	男性職員	6,896	287	4.2%	213 (74.2%)	42 (14.6%)	12 (4.2%)	8 (2.8%)	10 (3.5%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)
	女性職員	247	242	98.0%	7 (2.9%)	11 (4.5%)	18 (7.4%)	32 (13.2%)	86 (35.5%)	45 (18.6%)	43 (17.8%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		5日未満	5日以上2週間未満	2週間以上1月以下							
		48 (22.5%)	67 (31.5%)	98 (46.0%)							

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和元年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和2年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%と異なる場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表6-4 育児休業等の取得状況(令和2年度)

1 育児休業の取得者数等(教育委員会)

(単位：人)

	令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	15,239	6.5%	189 (19.1%)	167 (16.9%)	171 (17.3%)	130 (13.1%)	254 (25.6%)	66 (6.7%)	14 (1.4%)
	女性職員	16,309	99.4%	107 (0.7%)	175 (1.1%)	455 (2.8%)	1,016 (6.3%)	2,423 (14.9%)	6,726 (41.5%)	5,309 (32.7%)
指定都市	男性職員	3,199	11.6%	191 (51.5%)	40 (10.8%)	42 (11.3%)	21 (5.7%)	62 (16.7%)	13 (3.5%)	2 (0.5%)
	女性職員	4,002	100.6%	11 (0.3%)	16 (0.4%)	59 (1.5%)	288 (7.2%)	679 (16.9%)	1,807 (44.9%)	1,166 (29.0%)
市区町村	男性職員	1,108	19.2%	110 (51.6%)	56 (26.3%)	30 (14.1%)	5 (2.3%)	7 (3.3%)	3 (1.4%)	2 (0.9%)
	女性職員	1,738	99.0%	2 (0.1%)	10 (0.6%)	40 (2.3%)	106 (6.2%)	399 (23.2%)	643 (37.4%)	520 (30.2%)
合計	男性職員	19,546	8.1%	490 (31.1%)	263 (16.7%)	243 (15.4%)	156 (9.9%)	323 (20.5%)	82 (5.2%)	18 (1.1%)
	女性職員	22,049	99.6%	120 (0.5%)	201 (0.9%)	554 (2.5%)	1,410 (6.4%)	3,501 (15.9%)	9,176 (41.8%)	6,995 (31.9%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		5日未満		5日以上2週間未満		2週間以上1月以下				
		142 (29.0%)		116 (23.7%)		232 (47.3%)				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和元年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和2年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「1月以下」の育児休業取得者に占める割合である。

表6-5 育児休業等の取得状況(令和2年度) 都道府県団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		首長部局等		警察部門		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	7.4%	100.0%	19.9%	101.3%	7.1%	97.3%			4.0%	100.3%
青森県	19.6%	99.2%	21.4%	98.9%	36.6%	100.0%			4.1%	99.3%
岩手県	11.6%	100.0%	18.8%	100.0%	10.5%	100.0%			5.6%	100.0%
宮城県	9.0%	100.0%	35.7%	100.0%	2.8%	100.0%			3.8%	100.0%
秋田県	11.5%	100.0%	25.4%	100.0%	7.1%	100.0%			5.8%	100.0%
山形県	13.8%	100.8%	36.5%	98.8%	12.1%	110.7%			2.0%	100.0%
福島県	12.2%	100.0%	33.6%	100.0%	4.7%	100.0%			3.2%	100.0%
茨城県	9.1%	99.8%	45.1%	100.0%	2.7%	100.0%			1.9%	99.8%
栃木県	7.0%	100.0%	30.5%	100.0%	0.0%	100.0%			4.4%	100.0%
群馬県	7.6%	100.2%	23.0%	101.1%	2.9%	100.0%			2.7%	100.0%
埼玉県	15.7%	100.0%	42.1%	100.0%	17.8%	100.0%			8.5%	100.0%
千葉県	9.1%	99.5%	27.6%	97.9%	5.9%	100.0%			6.7%	99.7%
東京都	8.8%	101.3%	34.4%	103.0%	1.4%	102.3%	3.4%	82.4%	11.8%	101.1%
神奈川県	8.2%	90.7%	27.7%	93.9%	1.9%	100.0%			11.0%	88.5%
新潟県	9.4%	100.0%	16.3%	100.0%	7.1%	100.0%			7.4%	100.0%
富山県	9.8%	99.3%	27.5%	100.0%	8.7%	100.0%			2.3%	98.9%
石川県	8.5%	99.7%	19.3%	99.0%	2.7%	100.0%			6.8%	100.0%
福井県	13.9%	100.0%	33.3%	100.0%	6.0%	100.0%			2.2%	100.0%
山梨県	4.1%	100.0%	13.4%	100.0%	0.0%	100.0%			1.5%	100.0%
長野県	6.6%	97.4%	16.9%	100.0%	1.1%	100.0%			5.7%	96.8%
岐阜県	15.2%	100.2%	64.9%	100.0%	11.0%	100.0%			5.1%	100.2%
静岡県	10.9%	99.0%	45.5%	100.0%	6.9%	100.0%			5.3%	98.7%
愛知県	8.5%	102.6%	39.0%	100.0%	1.2%	100.0%			5.7%	103.2%
三重県	12.1%	100.3%	51.6%	100.0%	5.2%	100.0%			3.9%	100.3%
滋賀県	10.5%	97.2%	26.7%	98.7%	0.8%	100.0%			8.8%	96.7%
京都府	7.2%	98.0%	18.3%	100.0%	3.7%	100.0%			10.0%	95.6%
大阪府	6.7%	100.4%	22.1%	109.8%	2.1%	104.9%			9.6%	98.7%
兵庫県	4.8%	99.6%	10.9%	100.0%	3.2%	100.0%			4.7%	99.5%
奈良県	8.7%	99.4%	19.5%	100.0%	2.5%	100.0%			9.0%	99.3%
和歌山県	6.0%	100.4%	16.1%	100.0%	6.5%	105.0%			2.0%	100.0%
鳥取県	29.1%	100.0%	33.0%	100.0%	53.3%	100.0%			9.3%	100.0%
島根県	15.8%	97.4%	33.3%	94.2%	16.3%	100.0%			4.8%	99.4%
岡山県	10.9%	100.0%	18.5%	100.0%	12.3%	100.0%			7.4%	100.0%
広島県	12.2%	99.6%	51.0%	100.0%	1.3%	109.5%			10.9%	98.4%
山口県	11.1%	99.6%	24.0%	100.0%	12.2%	97.3%			4.6%	100.0%
徳島県	11.8%	100.0%	24.7%	101.3%	7.4%	100.0%			5.3%	99.3%
香川県	7.0%	100.0%	18.3%	100.0%	1.7%	100.0%			4.2%	100.0%
愛媛県	4.8%	99.0%	14.0%	98.9%	0.0%	100.0%			3.1%	99.0%
高知県	22.9%	100.0%	53.1%	100.0%	13.5%	100.0%			7.8%	100.0%
福岡県	5.7%	100.4%	36.9%	103.3%	1.3%	100.0%			4.4%	100.0%
佐賀県	6.0%	100.0%	12.3%	100.0%	5.8%	100.0%			2.7%	100.0%
長崎県	7.4%	100.0%	26.8%	100.0%	1.5%	100.0%			4.9%	100.0%
熊本県	3.9%	100.0%	17.0%	100.0%	0.5%	100.0%			1.6%	100.0%
大分県	9.2%	100.0%	25.7%	100.0%	0.9%	100.0%			4.1%	100.0%
宮崎県	19.9%	100.0%	21.5%	100.0%	29.1%	100.0%			9.7%	100.0%
鹿児島県	4.1%	100.0%	10.4%	100.0%	1.0%	100.0%			3.8%	100.0%
沖縄県	13.0%	99.7%	29.7%	98.9%	0.5%	100.0%			12.4%	100.0%

※「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和2年度の新規取得者数」の割合である。

表6-5 育児休業等の取得状況(令和2年度) 都道府県団体別

2. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加の ための休暇を取得した職員の割 合	配偶者出産休暇と育児参加のた めの休暇を合わせて5日以上取得し た職員の割合
北海道	86.1%	64.7%	89.9%	49.2%
青森県	78.5%	61.0%	84.2%	40.9%
岩手県	74.6%	44.9%	76.8%	28.6%
宮城県	76.3%	58.6%	79.7%	19.7%
秋田県	81.0%	68.1%	84.1%	37.2%
山形県	84.7%	60.9%	89.4%	47.4%
福島県	81.9%	56.5%	85.2%	41.7%
茨城県	88.4%	61.7%	90.4%	45.9%
栃木県	88.8%	56.9%	90.9%	48.4%
群馬県	68.1%	45.3%	69.8%	36.2%
埼玉県	81.7%	53.8%	86.0%	37.3%
千葉県	89.8%	89.8%	89.8%	31.6%
東京都	78.4%	67.0%	87.8%	53.8%
神奈川県	78.6%	61.9%	84.7%	41.8%
新潟県	67.3%	30.6%	70.9%	19.2%
富山県	81.6%	65.1%	88.8%	36.0%
石川県	80.0%	46.0%	84.8%	18.4%
福井県	80.5%	56.3%	84.4%	39.6%
山梨県	82.7%	64.2%	84.9%	50.6%
長野県	72.0%	49.5%	81.4%	29.4%
岐阜県	69.3%	51.4%	76.2%	28.0%
静岡県	79.1%	46.9%	86.9%	27.5%
愛知県	74.2%	63.3%	80.5%	48.9%
三重県	62.2%	63.1%	82.1%	37.2%
滋賀県	72.3%	40.5%	79.0%	22.3%
京都府	89.6%	76.1%	90.2%	58.0%
大阪府	75.3%	43.7%	77.5%	27.5%
兵庫県	73.7%	36.5%	78.2%	17.5%
奈良県	69.4%	48.5%	73.2%	32.1%
和歌山県	80.9%	45.8%	88.4%	23.6%
鳥取県	81.2%	56.2%	86.6%	36.4%
島根県	64.1%	44.4%	68.7%	27.4%
岡山県	90.0%	90.0%	90.0%	31.1%
広島県	91.0%	70.7%	93.1%	57.1%
山口県	78.6%	49.6%	81.9%	33.2%
徳島県	73.1%	40.2%	76.8%	26.2%
香川県	77.5%	52.1%	81.8%	33.4%
愛媛県	77.7%	51.4%	80.8%	32.9%
高知県	84.3%	72.5%	89.6%	55.7%
福岡県	87.0%	66.3%	90.8%	48.3%
佐賀県	85.6%	74.4%	89.1%	60.9%
長崎県	80.3%	49.8%	86.5%	30.3%
熊本県	69.7%	34.4%	77.0%	16.9%
大分県	87.2%	65.2%	90.3%	56.0%
宮崎県	88.2%	57.2%	90.5%	42.3%
鹿児島県	88.2%	52.3%	93.1%	34.7%
沖縄県	74.4%	47.2%	80.1%	30.7%

※「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表6-6 育児休業等の取得状況(令和2年度) 指定都市団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		首長部局等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
札幌市	15.0%	102.4%	24.1%	103.4%	3.3%	133.3%	7.8%	101.1%
仙台市	24.1%	99.7%	45.6%	99.4%	6.3%	100.0%	6.3%	100.0%
さいたま市	24.8%	100.0%	42.1%	100.0%	17.2%	-	7.8%	100.0%
千葉市	92.2%	100.0%	83.5%	100.0%	142.5%	100.0%	86.5%	100.0%
横浜市	18.2%	100.1%	36.9%	100.3%	4.7%	100.0%	8.9%	100.0%
川崎市	18.6%	100.3%	38.6%	100.7%	3.4%	100.0%	4.0%	100.0%
相模原市	20.8%	100.6%	45.0%	100.0%	2.4%	-	8.4%	100.9%
新潟市	23.3%	99.6%	49.4%	99.4%	1.5%	100.0%	6.1%	100.0%
静岡市	13.5%	99.0%	21.1%	98.2%	0.0%	100.0%	15.8%	100.0%
浜松市	9.6%	100.0%	27.3%	100.0%	0.0%	100.0%	3.6%	100.0%
名古屋市	19.4%	100.0%	31.3%	100.0%	9.5%	100.0%	4.4%	100.0%
京都市	22.5%	100.0%	38.8%	100.0%	4.7%	100.0%	7.1%	100.0%
大阪市	7.8%	105.1%	20.7%	104.9%	0.4%	133.3%	5.9%	104.4%
堺市	24.4%	99.6%	53.6%	98.7%	9.5%	100.0%	12.5%	100.0%
神戸市	21.0%	100.0%	32.9%	100.0%	12.5%	100.0%	11.9%	100.0%
岡山市	19.1%	100.0%	38.4%	100.0%	6.8%	100.0%	7.8%	100.0%
広島市	15.9%	100.0%	32.1%	100.0%	4.8%	100.0%	5.3%	100.0%
北九州市	24.6%	100.0%	48.9%	100.0%	18.5%	100.0%	6.9%	100.0%
福岡市	33.5%	101.0%	55.0%	103.0%	14.5%	100.0%	16.9%	100.0%
熊本市	4.9%	101.8%	10.4%	103.3%	0.0%	100.0%	1.2%	100.0%

※「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和2年度の新規取得者数」の割合である。

※表中の「-」は、「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和2年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表6-6 育児休業等の取得状況(令和2年度) 指定都市団体別

2. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加 のための休暇を取得した職員の 割合	配偶者出産休暇と育児参加のた めの休暇を合わせて5日以上取得 した職員の割合
札幌市	77.2%	66.9%	86.9%	47.7%
仙台市	63.5%	58.2%	74.0%	44.6%
さいたま市	79.9%	60.2%	84.4%	60.5%
千葉市	70.5%	54.3%	78.6%	44.4%
横浜市	76.8%	59.0%	81.7%	47.9%
川崎市	83.7%	60.2%	85.8%	50.8%
相模原市	71.3%	28.2%	72.2%	24.5%
新潟市	92.2%	87.4%	96.6%	70.4%
静岡市	70.7%	59.1%	72.6%	52.1%
浜松市	81.3%	44.9%	85.6%	29.9%
名古屋市	78.8%	75.4%	85.4%	59.9%
京都市	74.5%	61.1%	79.5%	42.7%
大阪市	72.3%	74.4%	92.2%	45.3%
堺市	83.5%	60.6%	84.8%	48.3%
神戸市	72.1%	52.6%	86.5%	31.4%
岡山市	96.4%	69.1%	98.5%	48.5%
広島市	88.7%	43.7%	90.8%	40.2%
北九州市	48.8%	42.6%	75.0%	11.1%
福岡市	78.9%	78.9%	78.9%	39.0%
熊本市	78.7%	51.9%	83.2%	37.3%

※「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表6-7 育児休業等の取得状況(令和2年度) 市区町村団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		首長部局等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	8.2%	100.0%	10.4%	100.0%	0.0%	100.0%	7.6%	100.0%
青森県	11.4%	100.0%	11.8%	100.0%	0.0%	100.0%	28.6%	100.0%
岩手県	10.6%	100.0%	11.2%	100.0%	0.0%	100.0%	23.5%	100.0%
宮城県	10.3%	97.2%	11.9%	97.2%	2.3%	-	14.3%	97.4%
秋田県	14.4%	100.9%	19.5%	100.9%	0.0%	-	9.1%	100.0%
山形県	17.5%	97.6%	21.0%	97.4%	0.0%	100.0%	25.0%	100.0%
福島県	13.5%	97.8%	14.2%	97.3%	8.6%	100.0%	9.5%	100.0%
茨城県	22.8%	100.3%	27.7%	99.7%	9.3%	100.0%	25.9%	103.2%
栃木県	21.3%	100.0%	25.5%	100.0%	1.7%	100.0%	27.3%	100.0%
群馬県	12.8%	101.5%	16.6%	100.4%	1.4%	100.0%	4.0%	108.1%
埼玉県	25.4%	97.7%	29.6%	97.7%	5.9%	100.0%	23.0%	97.8%
千葉県	17.6%	98.5%	23.4%	99.3%	2.0%	100.0%	22.1%	92.6%
東京都	50.9%	99.4%	50.4%	99.6%	16.7%	-	62.9%	97.6%
東京都(区)	35.3%	100.9%	35.1%	101.1%			37.7%	100.0%
神奈川県	17.3%	100.2%	23.2%	100.7%	2.4%	92.9%	28.9%	96.4%
新潟県	12.2%	101.6%	18.3%	101.5%	0.0%	100.0%	6.3%	101.8%
富山県	9.7%	97.4%	12.3%	97.5%	1.3%	-	27.3%	96.7%
石川県	12.4%	100.0%	16.0%	100.0%	0.0%	-	36.4%	100.0%
福井県	10.5%	99.4%	13.2%	99.4%	3.2%	-	0.0%	100.0%
山梨県	6.0%	98.4%	5.7%	98.3%	0.0%	100.0%	50.0%	100.0%
長野県	8.4%	100.0%	8.9%	100.0%	0.0%	-	8.8%	100.0%
岐阜県	11.6%	99.5%	14.7%	99.1%	0.0%	100.0%	16.7%	103.6%
静岡県	7.7%	98.1%	9.0%	98.5%	0.0%	100.0%	11.1%	94.8%
愛知県	18.3%	100.7%	22.2%	100.6%	5.0%	100.0%	20.0%	102.4%
三重県	16.4%	99.1%	21.6%	99.7%	2.5%	100.0%	22.2%	93.9%
滋賀県	18.5%	97.6%	22.4%	97.1%	0.0%	100.0%	4.0%	100.0%
京都府	17.7%	99.6%	21.7%	99.5%	1.6%	100.0%	23.5%	100.0%
大阪府	17.2%	101.8%	23.5%	102.2%	1.1%	100.0%	11.3%	98.8%
兵庫県	16.6%	96.6%	22.8%	96.5%	1.3%	100.0%	16.7%	96.8%
奈良県	22.1%	98.2%	24.8%	97.4%	3.6%	-	21.4%	103.3%
和歌山県	11.1%	97.2%	14.7%	96.9%	1.6%	-	10.0%	100.0%
鳥取県	25.7%	99.2%	24.5%	99.2%	-	-	66.7%	100.0%
島根県	10.8%	97.4%	14.5%	97.1%	1.8%	100.0%	20.0%	100.0%
岡山県	14.4%	96.7%	22.1%	96.0%	1.0%	100.0%	0.0%	100.0%
広島県	13.9%	99.1%	17.4%	99.4%	1.1%	100.0%	22.2%	96.3%
山口県	12.4%	98.8%	16.1%	98.6%	0.0%	-	16.7%	100.0%
徳島県	10.2%	99.4%	13.3%	100.0%	0.0%	-	10.5%	96.2%
香川県	14.9%	99.1%	19.6%	99.4%	0.0%	100.0%	28.6%	97.4%
愛媛県	12.6%	100.0%	15.2%	100.0%	8.8%	100.0%	0.0%	100.0%
高知県	15.7%	99.5%	20.5%	99.3%	3.6%	100.0%	14.3%	100.0%
福岡県	18.6%	99.7%	20.8%	99.6%	4.3%	-	13.0%	100.0%
佐賀県	13.3%	100.0%	14.1%	100.0%	5.9%	-	14.3%	100.0%
長崎県	5.1%	100.0%	7.1%	100.0%	0.0%	100.0%	10.0%	100.0%
熊本県	5.8%	101.3%	5.0%	101.4%	0.0%	100.0%	17.6%	100.0%
大分県	9.0%	100.0%	13.6%	100.0%	0.0%	100.0%	55.6%	100.0%
宮崎県	7.8%	101.4%	9.4%	101.5%	0.0%	100.0%	18.2%	100.0%
鹿児島県	13.3%	98.0%	15.4%	97.8%	8.5%	100.0%	0.0%	100.0%
沖縄県	11.6%	98.7%	13.9%	99.6%	3.5%	100.0%	9.7%	94.7%

※「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和2年度の新規取得者数」の割合である。

※表中の「-」は、「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和2年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表6-7 育児休業等の取得状況(令和2年度) 市区町村団体別

2. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加 のための休暇を取得した職員の 割合	配偶者出産休暇と育児参加のた めの休暇を合わせて5日以上取得 した職員の割合
北海道	68.4%	23.3%	71.0%	21.9%
青森県	62.3%	38.8%	66.3%	29.3%
岩手県	58.5%	31.3%	61.3%	23.0%
宮城県	64.3%	27.0%	70.6%	17.5%
秋田県	60.3%	28.4%	67.2%	16.2%
山形県	63.7%	49.6%	70.9%	31.2%
福島県	69.1%	28.0%	71.8%	20.1%
茨城県	75.9%	40.7%	78.8%	28.9%
栃木県	74.5%	46.5%	79.3%	30.0%
群馬県	83.2%	42.2%	86.1%	31.3%
埼玉県	67.1%	38.5%	71.6%	32.4%
千葉県	84.3%	43.7%	86.4%	38.5%
東京都	77.8%	63.0%	84.4%	52.4%
東京都(区)	76.7%	71.2%	83.9%	50.3%
神奈川県	66.7%	41.8%	72.8%	34.9%
新潟県	60.6%	40.1%	70.3%	26.2%
富山県	53.6%	22.6%	56.9%	10.5%
石川県	77.6%	43.3%	83.1%	28.4%
福井県	61.6%	28.5%	65.7%	14.5%
山梨県	44.0%	26.1%	51.6%	19.0%
長野県	52.8%	34.0%	61.4%	19.0%
岐阜県	60.5%	34.1%	68.6%	15.7%
静岡県	54.8%	33.8%	61.6%	20.0%
愛知県	71.4%	46.4%	75.8%	34.1%
三重県	68.2%	38.4%	71.6%	29.3%
滋賀県	68.6%	40.3%	72.3%	32.7%
京都府	71.4%	34.1%	74.0%	28.0%
大阪府	78.1%	53.8%	81.2%	47.8%
兵庫県	77.3%	41.9%	81.6%	31.4%
奈良県	77.5%	38.9%	82.4%	28.7%
和歌山県	68.6%	34.9%	72.8%	25.3%
鳥取県	75.2%	32.7%	78.2%	22.8%
島根県	70.3%	28.6%	73.0%	15.7%
岡山県	73.2%	36.6%	78.4%	27.5%
広島県	69.1%	40.5%	77.8%	34.0%
山口県	62.7%	44.4%	72.4%	32.0%
徳島県	71.0%	30.1%	73.9%	20.5%
香川県	72.3%	50.8%	75.9%	33.3%
愛媛県	64.2%	42.8%	70.2%	24.9%
高知県	66.2%	33.3%	71.8%	25.9%
福岡県	73.2%	28.7%	77.4%	16.9%
佐賀県	66.7%	30.0%	69.4%	12.2%
長崎県	71.6%	30.3%	76.4%	19.3%
熊本県	48.1%	15.8%	51.5%	6.9%
大分県	74.8%	44.7%	75.5%	44.7%
宮崎県	71.1%	47.4%	80.5%	30.2%
鹿児島県	70.8%	36.2%	71.9%	33.6%
沖縄県	68.6%	30.3%	70.0%	29.6%

※「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表7 会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の状況

1 会計年度任用職員の育児休業制度の導入状況(令和3年4月1日時点) (単位：団体)

区分	団体数	制度導入済み	制度未導入
都道府県	47 (100.0%)	47 (100.0%)	0
指定都市	20 (100.0%)	20 (100.0%)	0
市区町村	1,721 (100.0%)	1,654 (96.1%)	67 (3.9%)
合計	1,788 (100.0%)	1,721 (96.3%)	67 (3.7%)

(注) () 内は、団体区分中の割合である。

2 会計年度任用職員の介護休暇制度の導入状況(令和3年4月1日時点) (単位：団体)

区分	団体数	制度導入済み	制度未導入
都道府県	47 (100.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,698 (98.7%)	23 (1.3%)
合計	1,788 (100.0%)	1,765 (98.7%)	23 (1.3%)

(注) () 内は、団体区分中の割合である。

3 会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の取得者数(令和2年度) (単位：人)

区分	育児休業取得者数	介護休暇取得者数
都道府県	312	76
指定都市	342	53
市区町村	2,358	333
合計	3,012	462

表8 各種休業制度・部分休業制度の導入状況(令和3年4月1日現在)

区分	団体数	自己啓発等休業			配偶者同行休業			修学部分休業			高齢者部分休業		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	43 (91.5%)	0 (0.0%)	4 (8.5%)	46 (97.9%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	34 (72.3%)	1 (2.1%)	12 (25.5%)	24 (51.1%)	5 (10.6%)	18 (38.3%)
指定都市	20 (100%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (40.0%)	0 (0.0%)	12 (60.0%)	7 (35.0%)	1 (5.0%)	12 (60.0%)
市区町村	1,721 (100%)	689 (40.0%)	156 (9.1%)	876 (50.9%)	452 (26.3%)	230 (13.4%)	1,039 (60.4%)	336 (19.5%)	189 (11.0%)	1,196 (69.5%)	222 (12.9%)	189 (11.0%)	1,310 (76.1%)
合計	1,788 (100%)	751 (42.0%)	157 (8.8%)	880 (49.2%)	518 (29.0%)	230 (12.9%)	1,040 (58.2%)	378 (21.1%)	190 (10.6%)	1,220 (68.2%)	253 (14.1%)	195 (10.9%)	1,340 (74.9%)

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

表9 自己啓発等休業の取得状況(令和2年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	取得者数	取得目的別の取得者数						
			教育施設の課程の履修				国際貢献活動		
			大学院	大学	外国の大学院、 大学等	その他	JICA等	姉妹都市等	その他
都道府県	男性職員	31 (34.8%)	14 (45.2%)	6 (19.4%)	5 (16.1%)	1 (3.2%)	5 (16.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	58 (65.2%)	33 (56.9%)	10 (17.2%)	5 (8.6%)	3 (5.2%)	7 (12.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	11 (28.2%)	5 (45.5%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	28 (71.8%)	14 (50.0%)	7 (25.0%)	2 (7.1%)	1 (3.6%)	4 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	12 (46.2%)	10 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	14 (53.8%)	5 (35.7%)	4 (28.6%)	0 (0.0%)	5 (35.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	54 (35.1%)	29 (53.7%)	7 (13.0%)	5 (9.3%)	3 (5.6%)	10 (18.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	100 (64.9%)	52 (52.0%)	21 (21.0%)	7 (7.0%)	9 (9.0%)	11 (11.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	計	154 (100.0%)	81 (52.6%)	28 (18.2%)	12 (7.8%)	12 (7.8%)	21 (13.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

団体区分	区 分	取得者数	承認期間別の取得者数		
			1年以下	1年超 2年以下	2年超
都道府県	男性職員	31 (34.8%)	15 (48.4%)	16 (51.6%)	0 (0.0%)
	女性職員	58 (65.2%)	21 (36.2%)	35 (60.3%)	2 (3.4%)
指定都市	男性職員	11 (28.2%)	7 (63.6%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)
	女性職員	28 (71.8%)	10 (35.7%)	18 (64.3%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	12 (46.2%)	5 (41.7%)	7 (58.3%)	0 (0.0%)
	女性職員	14 (53.8%)	7 (50.0%)	7 (50.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	54 (35.1%)	27 (50.0%)	27 (50.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	100 (64.9%)	38 (38.0%)	60 (60.0%)	2 (2.0%)
	計	154 (100.0%)	65 (42.2%)	87 (56.5%)	2 (1.3%)

(注) 1 取得者数は、令和2年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員数である。

2 「取得目的別の取得者数」及び「承認期間別の取得者数」の()は、「取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

3 「取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

4 「取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表10 配偶者同行休業の取得状況(令和2年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	取得者数	配偶者が外国に滞在する理由別の取得者数			
			外国での勤務	事業経営その他個人が業として行う活動	外国の大学等における修学	その他
都道府県	男性職員	9 (9.3%)	9 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	88 (90.7%)	78 (88.6%)	0 (0.0%)	9 (10.2%)	1 (1.1%)
指定都市	男性職員	3 (10.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
	女性職員	27 (90.0%)	25 (92.6%)	1 (3.7%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	2 (8.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	23 (92.0%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	14 (9.2%)	13 (92.9%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)
	女性職員	138 (90.8%)	126 (91.3%)	1 (0.7%)	10 (7.2%)	1 (0.7%)
	計	152 (100.0%)	139 (91.4%)	1 (0.7%)	11 (7.2%)	1 (0.7%)

団体区分	区 分	取得者数	承認期間別の取得者数		
			1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
都道府県	男性職員	9 (9.3%)	0 (0.0%)	6 (66.7%)	3 (33.3%)
	女性職員	88 (90.7%)	16 (18.2%)	48 (54.5%)	24 (27.3%)
指定都市	男性職員	3 (10.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)
	女性職員	27 (90.0%)	4 (14.8%)	12 (44.4%)	11 (40.7%)
市区町村	男性職員	2 (8.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	23 (92.0%)	5 (21.7%)	8 (34.8%)	10 (43.5%)
合計	男性職員	14 (9.2%)	2 (14.3%)	9 (64.3%)	3 (21.4%)
	女性職員	138 (90.8%)	25 (18.1%)	68 (49.3%)	45 (32.6%)
	計	152 (100.0%)	27 (17.8%)	77 (50.7%)	48 (31.6%)

(注) 1 取得者数は、令和2年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員数である。

2 「配偶者が外国に滞在する理由別の取得者数」及び「承認期間別の取得者数」の()は、「取得者数」に占める割合である。

(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

3 「取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

4 「取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表11 修学部分休業の取得状況(令和2年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	取得者数	修学先別の取得者数						
			大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
都道府県	男性職員	11 (73.3%)	8 (72.7%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	4 (26.7%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	1 (50.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	4 (50.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	4 (50.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	16 (64.0%)	12 (75.0%)	3 (18.8%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	9 (36.0%)	8 (88.9%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	計	25 (100.0%)	20 (80.0%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

団体区分	区 分	取得者数	1週間の取得時間（平均）別の取得者数			
			5時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超 20時間以下
都道府県	男性職員	11 (73.3%)	3 (27.3%)	3 (27.3%)	2 (18.2%)	3 (27.3%)
	女性職員	4 (26.7%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	1 (50.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	4 (50.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	4 (50.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)
合計	男性職員	16 (64.0%)	5 (31.3%)	5 (31.3%)	3 (18.8%)	3 (18.8%)
	女性職員	9 (36.0%)	3 (33.3%)	4 (44.4%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)
	計	25 (100.0%)	8 (32.0%)	9 (36.0%)	4 (16.0%)	4 (16.0%)

(注) 1 取得者数は、令和2年度中に新たに修学部分休業を取得した職員数である。

2 「修学先別の取得者数」及び「1週間の取得時間（平均）別の取得者数」の（ ）は、「取得者数」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

3 「取得者数」の団体区分ごとの（ ）は、団体区分ごとの計に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

4 「取得者数」の合計欄の（ ）は、「計」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

表12 高齢者部分休業の取得状況(令和2年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	取得者数	取得事由別の取得者数				
			地域活動 スポーツ活動	自身の健康	家庭の都合	理由を把握 していない	その他
都道府県	男性職員	26 (47.3%)	0 (0.0%)	14 (53.8%)	10 (38.5%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)
	女性職員	29 (52.7%)	1 (3.4%)	17 (58.6%)	10 (34.5%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	2 (22.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
	女性職員	7 (77.8%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	4 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)
	女性職員	0 (0.0%)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
合計	男性職員	32 (47.1%)	0 (0.0%)	15 (46.9%)	12 (37.5%)	1 (3.1%)	4 (12.5%)
	女性職員	36 (52.9%)	1 (2.8%)	24 (66.7%)	10 (27.8%)	1 (2.8%)	0 (0.0%)
	計	68 (100.0%)	1 (1.5%)	39 (57.4%)	22 (32.4%)	2 (2.9%)	4 (5.9%)

団体区分	区 分	取得者数	1週間の取得時間（平均）別の取得者数			
			5時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超 20時間以下
都道府県	男性職員	26 (47.3%)	1 (3.8%)	3 (11.5%)	3 (11.5%)	19 (73.1%)
	女性職員	29 (52.7%)	1 (3.4%)	4 (13.8%)	3 (10.3%)	21 (72.4%)
指定都市	男性職員	2 (22.2%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	7 (77.8%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	4 (57.1%)
市区町村	男性職員	4 (100.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)
	女性職員	0 (0.0%)	0 -	0 -	0 -	0 -
合計	男性職員	32 (47.1%)	4 (12.5%)	5 (15.6%)	3 (9.4%)	20 (62.5%)
	女性職員	36 (52.9%)	1 (2.8%)	7 (19.4%)	3 (8.3%)	25 (69.4%)
	計	68 (100.0%)	5 (7.4%)	12 (17.6%)	6 (8.8%)	45 (66.2%)

(注) 1 取得者数は、令和2年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員数である。

2 「取得事由別の取得者数」及び「1週間の取得時間（平均）別の取得者数」の（ ）は、「取得者数」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

3 「取得者数」の団体区分ごとの（ ）は、団体区分ごとの計に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

4 「取得者数」の合計欄の（ ）は、「計」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

表13 時間外勤務命令の上限規制制度の状況(令和3年4月1日現在)

1. 時間外勤務命令の上限規制制度の導入状況 (単位: 団体)

区分	団体数	制度あり			制度なし		
		他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証
都道府県	47 (100.0%)	47 (100.0%)	25 (53.2%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	
指定都市	20 (100.0%)	20 (100.0%)	12 (60.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	
市区町村	1,721 (100.0%)	1,690 (98.2%)	1,294 (76.6%)	1,657 (98.0%)	1,639 (97.0%)	31 (1.8%)	
合計	1,788 (100.0%)	1,757 (98.3%)	1,331 (75.8%)	1,724 (98.1%)	1,706 (97.1%)	31 (1.7%)	

- (注) 1 「時間外勤務命令の上限等」とは、人事院規則15-14第16条の2の2に規定する「超過勤務を命ずる時間及び月数の上限」に相当する措置をいう。
 2 「制度あり」欄には、時間外勤務命令の上限等を条例又は条例により委任を受けた規則等で定めている団体を計上している。
 3 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号に規定する「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対する上限時間の設定」に相当する措置を講じている団体を計上している。
 4 「特例業務」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第2項に規定する「特例業務」に相当する措置を講じている団体を計上している。
 5 「要因の整理、分析及び検証」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第3項に規定する「要因の整理、分析及び検証」に相当する措置を講じている団体を計上している。
 6 「制度あり」欄及び「制度なし」欄における()内は、団体区分ごとの団体に占める割合である。
 7 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄、「特例業務」欄及び「要因の整理、分析及び検証」欄における()内は、各団体区分の「制度あり」の団体に占める割合である。

2. 要因の整理、分析及び検証の実施方法 (単位: 団体)

区分	団体数	職員についての記録	左記の記録の活用	職員や所属長に対する面談・ヒアリング
都道府県	47 (100.0%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	29 (61.7%)
指定都市	20 (100.0%)	18 (90.0%)	18 (90.0%)	14 (70.0%)
市区町村	1,639 (100.0%)	1,244 (75.9%)	1,148 (70.0%)	1,008 (61.5%)
合計	1,706 (100.0%)	1,307 (76.6%)	1,211 (71.0%)	1,051 (61.6%)

- (注) 1 「職員についての記録」欄には、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職-328)第十「宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係の16項に規定する上限時間等を超過して超過勤務を命ぜられた職員についての記録に相当する運用を行っている団体を計上している。
 2 「左記の記録の活用」欄には、上記1の記録を活用して要因の整理、分析及び検証を行っている団体を計上している。
 3 「職員や所属長に対する面談・ヒアリング」欄には、要因の整理、分析及び検証に必要な情報を収集するために、上限時間を超過して時間外勤務を行った職員やその所属長に対してヒアリングを行っている団体を計上している。
 4 「職員についての記録」欄、「左記の記録の活用」欄及び「職員や所属長に対する面談・ヒアリング」欄における()内は、各団体区分の「要因の整理、分析及び検証」の制度がある団体に占める割合である。

表14 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【全団体】

	○時間外勤務時間数の状況										(参考)令和元年度の状況				
	全職場合計					右記以外の部署					労基法36条に規定されている協定による 上限規制に基づく職場				
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月
4月	1,086,175	13,790,187	12.7	632,506	7,801,300	12.3	118,286	2,765,792	23.4	335,383	3,223,095	9.6	1,034,473	14,914,783	14.4
5月	1,086,931	11,818,110	10.9	632,615	6,715,512	10.6	118,207	2,284,216	19.3	336,109	2,818,382	8.4	1,034,469	12,747,647	12.3
6月	1,086,688	11,381,086	10.5	632,557	6,304,754	10.0	118,032	2,233,934	18.9	336,099	2,842,398	8.5	1,033,292	11,791,060	11.4
7月	1,086,151	12,267,305	11.3	633,672	6,756,853	10.7	116,670	2,149,065	18.4	335,809	3,361,387	10.0	1,033,006	13,341,402	12.9
8月	1,085,848	9,795,607	9.0	634,112	5,110,656	8.1	116,073	1,713,845	14.8	335,663	2,971,106	8.9	1,031,867	9,637,152	9.3
9月	1,085,378	11,168,035	10.3	633,303	6,041,105	9.5	116,498	1,958,587	16.8	335,577	3,168,343	9.4	1,031,525	11,422,121	11.1
10月	1,085,149	11,883,237	11.0	632,773	6,474,811	10.2	117,007	2,198,612	18.8	335,369	3,209,814	9.6	1,031,938	14,610,757	14.2
11月	1,084,714	11,426,784	10.5	632,462	6,133,011	9.7	116,968	2,075,194	17.7	335,284	3,218,579	9.6	1,031,209	11,734,807	11.4
12月	1,084,736	11,454,634	10.6	632,628	5,937,473	9.4	116,979	2,037,780	17.4	335,129	3,479,381	10.4	1,030,381	10,249,530	9.9
1月	1,084,010	11,833,565	10.9	631,188	6,137,623	9.7	117,756	2,149,535	18.3	335,066	3,546,407	10.6	1,029,840	10,845,267	10.5
2月	1,083,831	11,678,507	10.8	631,122	6,357,530	10.1	117,783	2,229,920	18.9	334,926	3,091,057	9.2	1,029,372	11,417,325	11.1
3月	1,083,625	15,623,287	14.4	629,352	8,839,971	14.0	119,608	3,028,872	25.3	334,665	3,754,444	11.2	1,028,698	14,070,069	13.7
合計	13,023,236	144,120,344	11.1	7,588,290	78,610,599	10.4	1,409,867	26,825,352	19.0	4,025,079	38,684,393	9.6	12,380,070	146,781,920	11.9
		時間/年	132.8	時間/年	124.3	時間/年	228.3	時間/年	115.3	時間/年	142.3	時間/年			

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに類する職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。
 2 令和2年度調査では「条例等の例規による上限規制に基づく職場」と「労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場」の部署別に集計。(令和元年度調査では、「本庁」と「出先機関」の部署別に集計)
 3 「時間/年」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表 14-1 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【都道府県】

	○時間外勤務時間数の状況										(参考) 令和元年度の状況				
	全職場合計					労基法36条に規定されている協定による 上限規制に基づく職場					全職場合計				
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	右記以外の部署 職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	他律的業務の比重が高い部署 職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	労基法36条に規定されている協定による 上限規制に基づく職場 職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月
4月	272,254	3,815,881	14.0	129,929	1,698,446	13.1	32,025	830,731	25.9	110,300	1,286,704	11.7	258,250	3,350,797	13.0
5月	272,947	3,199,333	11.7	129,933	1,446,116	11.1	32,164	686,540	21.3	110,850	1,066,677	9.6	258,803	3,389,128	13.1
6月	273,085	3,421,521	12.5	129,852	1,541,850	11.9	32,244	735,464	22.8	110,989	1,144,207	10.3	258,281	3,365,691	13.0
7月	273,074	3,793,812	13.9	129,527	1,631,238	12.6	32,529	784,415	24.1	111,018	1,378,159	12.4	258,081	3,262,871	12.6
8月	273,123	2,982,704	10.9	129,601	1,212,984	9.4	32,565	628,249	19.3	110,957	1,141,471	10.3	257,810	2,710,632	10.5
9月	272,886	3,414,464	12.5	129,476	1,484,839	11.5	32,480	723,661	22.3	110,930	1,205,964	10.9	257,762	3,250,410	12.6
10月	272,453	3,717,743	13.6	129,314	1,661,012	12.8	32,463	811,923	25.0	110,676	1,244,808	11.2	257,712	4,103,657	15.9
11月	272,611	3,571,938	13.1	129,327	1,566,324	12.1	32,599	777,593	23.9	110,685	1,228,021	11.1	257,610	3,395,729	13.2
12月	272,571	3,770,417	13.8	129,291	1,642,481	12.7	32,678	805,301	24.6	110,602	1,322,635	12.0	257,466	3,057,714	11.9
1月	272,572	3,693,578	13.6	129,264	1,539,098	11.9	32,723	776,102	23.7	110,585	1,378,378	12.5	257,178	3,143,041	12.2
2月	272,708	3,557,646	13.0	129,613	1,607,027	12.4	32,448	761,457	23.5	110,647	1,189,162	10.7	257,155	3,278,112	12.7
3月	272,649	4,693,312	17.2	129,393	2,176,036	16.8	32,753	1,026,161	31.3	110,503	1,491,115	13.5	257,012	4,161,671	16.2
合計	3,272,933	43,632,349	13.3	1,554,520	19,207,451	12.4	389,671	9,347,597	24.0	1,328,742	15,077,301	11.3	3,093,120	40,469,453	13.1
		時間/年	160.0	時間/年	148.3	時間/年	時間/年	287.9	時間/年	136.2	時間/年	157.0			

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに類する職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。
 2 令和2年度調査では「条例等の例規による上限規制に基づく職場」と「労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場」の部署別に集計。(令和元年度調査では、「本庁」と「出先機関」の部署別に集計)
 3 「時間/年」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表 14-2 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【指定都市】

	○時間外勤務時間数の状況												(参考) 令和元年度の状況		
	全職場合計						労基法36条に規定されている協定による 上限規制に基づく職場						全職場合計		
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月
4月	159,271	2,061,793	12.9	72,367	937,715	13.0	24,540	546,079	22.3	62,364	577,999	9.3	146,487	2,267,485	15.5
5月	159,346	1,716,715	10.8	71,998	770,060	10.7	24,907	439,965	17.7	62,441	506,690	8.1	145,932	1,930,959	13.2
6月	159,296	1,803,188	11.3	71,975	808,192	11.2	24,899	462,661	18.6	62,422	532,335	8.5	146,019	1,794,729	12.3
7月	159,258	1,962,707	12.3	73,058	879,056	12.0	23,792	446,659	18.8	62,408	636,992	10.2	145,908	2,040,909	14.0
8月	159,217	1,672,588	10.5	73,085	733,603	10.0	23,748	355,567	15.0	62,384	583,418	9.4	145,899	1,487,231	10.2
9月	159,250	1,847,514	11.6	72,983	824,719	11.3	23,921	400,849	16.8	62,346	621,946	10.0	145,767	1,734,975	11.9
10月	159,435	1,894,510	11.9	72,970	848,991	11.6	24,060	421,898	17.5	62,405	623,621	10.0	145,933	2,034,601	13.9
11月	159,441	1,791,332	11.2	72,933	780,815	10.7	24,093	393,720	16.3	62,415	616,797	9.9	145,759	1,662,594	11.4
12月	159,366	1,804,296	11.3	72,606	753,211	10.4	24,313	392,032	16.1	62,447	659,053	10.6	145,725	1,513,416	10.4
1月	159,208	1,817,574	11.4	72,227	775,400	10.7	24,560	401,420	16.3	62,421	640,754	10.3	145,807	1,576,146	10.8
2月	159,161	1,791,861	11.3	72,054	785,874	10.9	24,705	415,809	16.8	62,402	590,178	9.5	145,603	1,687,986	11.6
3月	159,131	2,424,197	15.2	71,755	1,097,281	15.3	25,011	609,025	24.4	62,365	717,891	11.5	145,497	2,104,085	14.5
合計	1,911,380	22,588,275	11.8	870,011	9,994,917	11.5	292,549	5,285,684	18.1	748,820	7,307,674	9.8	1,750,336	21,835,116	12.5
		時間/年	141.8	時間/年	137.9	時間/年	時間/年	216.8	時間/年	時間/年	117.1	時間/年	時間/年	149.7	

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに類する職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。
 2 令和2年度調査では「条例等の例規による上限規制に基づく職場」と「労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場」の部署別に集計。(令和元年度調査では、「本庁」と「出先機関」の部署別に集計)
 3 「時間/年」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表 14-3 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【市区町村】

	○時間外勤務時間数の状況												(参考)令和元年度の状況		
	全職場合計				条例等の例規による上限規制に基づく職場				他律的業務の比重が高い部署				労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場		
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月		職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月		職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月		職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間/月
4月	654,650	7,912,513	12.1	430,210	5,165,139	12.0	61,721	1,388,982	22.5	162,719	1,358,392	8.3	629,736	9,296,501	14.8
5月	654,638	6,902,062	10.5	430,684	4,499,336	10.4	61,136	1,157,711	18.9	162,818	1,245,015	7.6	629,734	7,427,560	11.8
6月	654,307	6,156,377	9.4	430,730	3,954,712	9.2	60,889	1,035,809	17.0	162,688	1,165,856	7.2	628,992	6,630,640	10.5
7月	653,819	6,510,786	10.0	431,087	4,246,559	9.9	60,349	917,991	15.2	162,383	1,346,236	8.3	629,017	8,037,622	12.8
8月	653,508	5,140,315	7.9	431,426	3,164,069	7.3	59,760	730,029	12.2	162,322	1,246,217	7.7	628,158	5,439,289	8.7
9月	653,242	5,906,057	9.0	430,844	3,731,547	8.7	60,097	834,077	13.9	162,301	1,340,433	8.3	627,996	6,436,736	10.2
10月	653,261	6,270,984	9.6	430,489	3,964,808	9.2	60,484	964,791	16.0	162,288	1,341,385	8.3	628,293	8,472,499	13.5
11月	652,662	6,063,514	9.3	430,202	3,785,872	8.8	60,276	903,881	15.0	162,184	1,373,761	8.5	627,840	6,676,484	10.6
12月	652,799	5,879,921	9.0	430,731	3,541,781	8.2	59,988	840,447	14.0	162,080	1,497,693	9.2	627,190	5,678,400	9.1
1月	652,230	6,322,413	9.7	429,697	3,823,125	8.9	60,473	972,013	16.1	162,060	1,527,275	9.4	626,855	6,126,080	9.8
2月	651,962	6,329,000	9.7	429,455	3,964,629	9.2	60,630	1,052,654	17.4	161,877	1,311,717	8.1	626,614	6,451,227	10.3
3月	651,845	8,505,778	13.0	428,204	5,566,654	13.0	61,844	1,393,686	22.5	161,797	1,545,438	9.6	626,189	7,804,313	12.5
合計	7,838,923	77,899,720	9.9	5,163,759	49,408,231	9.6	727,647	12,192,071	16.8	1,947,517	16,299,418	8.4	7,536,614	84,477,351	11.2
		時間/年	119.3	時間/年	114.8	時間/年	201.1	時間/年	100.4	時間/年	134.5			時間/年	

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに類する職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。
 2 令和2年度調査では「条例等の例規による上限規制に基づく職場」と「労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場」の部署別に集計。(令和元年度調査では、「本庁」と「出先機関」の部署別に集計)
 3 「時間/年」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表15 時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【全団体】

	○時間外勤務を月45時間超行った職員数及び割合															
	全職場合計					右記以外の部署					労基法36条に規定されている協定による 上限規制に基づく職場					
	職員数 (人)	時間外勤務 を45時間超 行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)	割合 (%)	職員数 (人)	時間外勤務 を45時間超 行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)	割合 (%)	職員数 (人)	時間外勤務 を45時間超 行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)	割合 (%)	
4月	1,086,175 (100.0%)	75,017 (6.9%)	68,137 (6.3%)	6,880 (0.6%)	3,381 (0.5%)	40,505 (3.7%)	21,458 (19.1%)	19,192 (16.2%)	2,266 (1.9%)	118,286 (100.0%)	37,124 (5.9%)	33,883 (3.8%)	3,241 (0.5%)	13,054 (3.9%)	11,821 (3.5%)	1,233 (0.4%)
5月	1,086,931 (100.0%)	52,305 (4.8%)	46,970 (4.3%)	5,335 (0.5%)	3,111 (0.5%)	28,898 (4.6%)	14,764 (12.5%)	13,171 (11.1%)	1,593 (1.3%)	118,207 (100.0%)	25,787 (4.1%)	23,615 (3.7%)	2,172 (0.3%)	8,642 (2.6%)	8,012 (2.4%)	631 (0.2%)
6月	1,086,688 (100.0%)	48,309 (4.4%)	45,305 (4.2%)	3,004 (0.3%)	2,569 (0.3%)	25,269 (4.0%)	14,485 (12.3%)	13,489 (11.1%)	996 (0.8%)	118,032 (100.0%)	23,674 (3.7%)	22,534 (3.4%)	1,140 (0.2%)	8,555 (2.5%)	8,142 (2.4%)	413 (0.1%)
7月	1,086,151 (100.0%)	51,086 (4.7%)	47,430 (4.4%)	3,656 (0.3%)	2,448 (0.3%)	26,044 (4.1%)	13,219 (11.3%)	12,350 (10.6%)	869 (0.7%)	116,670 (100.0%)	24,148 (3.8%)	22,321 (3.5%)	1,827 (0.2%)	11,823 (3.5%)	10,432 (3.3%)	891 (0.3%)
8月	1,085,848 (100.0%)	33,044 (3.0%)	30,302 (2.8%)	2,742 (0.3%)	1,662 (0.2%)	15,165 (2.4%)	8,516 (7.3%)	7,853 (6.8%)	663 (0.6%)	116,073 (100.0%)	14,003 (2.2%)	13,221 (11.4%)	782 (0.7%)	9,363 (2.8%)	8,446 (2.5%)	917 (0.3%)
9月	1,085,378 (100.0%)	39,377 (3.6%)	37,158 (3.4%)	2,219 (0.2%)	1,009 (0.2%)	19,234 (3.0%)	10,822 (9.3%)	10,084 (8.7%)	738 (0.6%)	116,498 (100.0%)	18,225 (2.9%)	17,321 (14.9%)	904 (0.8%)	9,321 (2.8%)	8,849 (2.6%)	472 (0.1%)
10月	1,085,149 (100.0%)	49,466 (4.6%)	46,527 (4.3%)	2,939 (0.3%)	1,433 (0.2%)	25,077 (4.0%)	13,869 (11.9%)	12,988 (11.1%)	931 (0.8%)	117,007 (100.0%)	23,644 (3.7%)	22,321 (19.1%)	1,323 (0.2%)	10,520 (3.1%)	9,945 (3.0%)	575 (0.2%)
11月	1,084,714 (100.0%)	43,181 (4.0%)	40,020 (3.7%)	3,161 (0.3%)	1,368 (0.2%)	21,263 (3.4%)	12,211 (10.4%)	11,174 (9.6%)	1,037 (0.9%)	116,963 (100.0%)	19,895 (3.1%)	18,628 (16.0%)	1,267 (0.2%)	9,707 (2.9%)	8,951 (2.7%)	756 (0.2%)
12月	1,084,736 (100.0%)	44,700 (4.1%)	40,648 (3.7%)	4,052 (0.4%)	1,788 (0.3%)	21,278 (3.4%)	12,028 (10.3%)	10,780 (9.2%)	1,248 (1.1%)	116,979 (100.0%)	19,490 (3.1%)	18,394 (15.8%)	1,096 (0.3%)	11,394 (3.4%)	10,378 (3.1%)	1,016 (0.3%)
1月	1,084,010 (100.0%)	51,092 (4.7%)	45,654 (4.2%)	5,438 (0.5%)	2,591 (0.4%)	24,539 (3.9%)	13,472 (11.4%)	11,930 (10.1%)	1,542 (1.3%)	117,756 (100.0%)	22,148 (3.5%)	20,988 (17.8%)	1,160 (0.3%)	13,081 (3.9%)	11,576 (3.5%)	1,505 (0.4%)
2月	1,083,831 (100.0%)	49,217 (4.5%)	46,163 (4.3%)	3,054 (0.3%)	1,540 (0.2%)	25,529 (4.0%)	14,526 (12.3%)	13,475 (11.4%)	1,051 (0.9%)	117,783 (100.0%)	23,989 (3.8%)	22,666 (19.3%)	1,323 (0.3%)	9,162 (2.7%)	8,699 (2.6%)	463 (0.1%)
3月	1,083,625 (100.0%)	88,065 (8.1%)	80,722 (7.4%)	7,343 (0.7%)	3,686 (0.6%)	47,812 (7.8%)	24,666 (20.6%)	22,041 (18.4%)	2,625 (2.2%)	119,608 (100.0%)	44,126 (7.0%)	41,665 (34.8%)	2,461 (2.0%)	15,587 (4.7%)	14,555 (4.3%)	1,032 (0.3%)
合計	13,023,236 (100.0%)	624,859 (4.8%)	575,036 (4.4%)	49,823 (0.4%)	24,360 (0.3%)	320,613 (4.2%)	174,036 (12.3%)	158,477 (11.2%)	15,559 (1.1%)	1,409,867 (100.0%)	296,253 (4.2%)	274,036 (19.5%)	22,217 (1.6%)	130,210 (3.2%)	120,306 (3.0%)	9,904 (0.2%)

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職)を除外した職員である。
2 令和2年度調査では「条例等の例規による上限規制に基づく職場」と「労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場」の部署別に集計。令和元年度調査では、「本庁」と「出先機関」の部署別に集計。

(参考) 令和元年度の状況

	全職場合計				
	職員数 (人)	時間外勤務 を行った職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)	割合 (%)
4月	1,034,473 (100.0%)	76,120 (7.4%)	70,691 (6.8%)	5,429 (0.5%)	
5月	1,034,469 (100.0%)	49,277 (4.8%)	47,453 (4.6%)	1,824 (0.2%)	
6月	1,033,292 (100.0%)	42,934 (4.2%)	41,174 (4.0%)	1,760 (0.2%)	
7月	1,033,006 (100.0%)	53,046 (5.1%)	48,046 (4.7%)	5,000 (0.5%)	
8月	1,031,867 (100.0%)	26,805 (2.6%)	25,486 (2.5%)	1,317 (0.1%)	
9月	1,031,525 (100.0%)	38,528 (3.7%)	36,665 (3.6%)	1,863 (0.2%)	
10月	1,031,938 (100.0%)	69,533 (6.7%)	63,993 (6.2%)	5,540 (0.5%)	
11月	1,031,209 (100.0%)	44,185 (4.3%)	41,076 (4.0%)	3,107 (0.3%)	
12月	1,030,381 (100.0%)	34,115 (3.3%)	31,388 (3.0%)	2,727 (0.3%)	
1月	1,029,840 (100.0%)	39,864 (3.9%)	37,032 (3.6%)	2,832 (0.3%)	
2月	1,029,372 (100.0%)	44,183 (4.3%)	41,726 (4.1%)	2,457 (0.2%)	
3月	1,028,698 (100.0%)	75,354 (7.3%)	69,515 (6.8%)	5,839 (0.6%)	
合計	12,380,070 (100.0%)	593,944 (4.8%)	554,249 (4.5%)	39,695 (0.3%)	

表 15-1 時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【都道府県】

	○時間外勤務を月45時間超行った職員数及び割合															
	全職場合計					条例等の例規による上限規制に基づく職場										
	右記以外の部署		他律的業務の比重が高い部署			労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場										
職員数 (人)	時間外勤務 を45時間超 行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)	職員数 (人)	時間外勤務 を45時間超 行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)	職員数 (人)	時間外勤務 を45時間超 行った 職員数 (人)	45時間超 100時間未満 (人)	100時間以上 (人)					
												職員数 (人)	割合 (%)	職員数 (人)	割合 (%)	職員数 (人)
4月	272,254 (100.0%)	20,548 (7.5%)	18,277 (6.7%)	2,271 (0.8%)	129,929 (100.0%)	8,303 (6.4%)	7,438 (5.7%)	865 (0.7%)	32,025 (100.0%)	6,127 (19.1%)	5,283 (16.5%)	844 (2.6%)	110,300 (100.0%)	6,118 (5.5%)	5,556 (5.0%)	562 (0.5%)
5月	272,947 (100.0%)	14,068 (5.2%)	12,743 (4.7%)	1,325 (0.5%)	129,933 (100.0%)	5,892 (4.5%)	5,295 (4.1%)	597 (0.5%)	32,164 (100.0%)	4,441 (13.8%)	3,969 (12.3%)	472 (1.5%)	110,850 (100.0%)	3,735 (3.4%)	3,479 (3.1%)	256 (0.2%)
6月	273,085 (100.0%)	15,429 (5.6%)	14,452 (5.3%)	977 (0.4%)	129,852 (100.0%)	6,327 (4.9%)	5,915 (4.6%)	412 (0.3%)	32,244 (100.0%)	4,962 (15.4%)	4,594 (14.2%)	368 (1.1%)	110,989 (100.0%)	4,140 (3.7%)	3,943 (3.6%)	197 (0.2%)
7月	273,074 (100.0%)	18,700 (6.8%)	17,071 (6.3%)	1,629 (0.6%)	129,527 (100.0%)	7,134 (5.5%)	6,468 (5.0%)	666 (0.5%)	32,529 (100.0%)	5,376 (16.5%)	4,900 (15.1%)	476 (1.5%)	111,018 (100.0%)	6,190 (5.6%)	5,703 (5.1%)	487 (0.4%)
8月	273,123 (100.0%)	11,571 (4.2%)	10,351 (3.8%)	1,220 (0.4%)	129,601 (100.0%)	3,926 (3.0%)	3,540 (2.7%)	386 (0.3%)	32,565 (100.0%)	3,460 (10.6%)	3,058 (9.4%)	402 (1.2%)	110,957 (100.0%)	4,185 (3.8%)	3,753 (3.4%)	432 (0.4%)
9月	272,886 (100.0%)	14,381 (5.3%)	13,547 (5.0%)	834 (0.3%)	129,476 (100.0%)	5,450 (4.2%)	5,197 (4.0%)	253 (0.2%)	32,480 (100.0%)	4,532 (14.0%)	4,179 (12.9%)	353 (1.1%)	110,930 (100.0%)	4,399 (4.0%)	4,171 (3.8%)	228 (0.2%)
10月	272,453 (100.0%)	17,728 (6.5%)	16,691 (6.1%)	1,037 (0.4%)	129,314 (100.0%)	7,254 (5.6%)	6,921 (5.4%)	333 (0.3%)	32,463 (100.0%)	5,648 (17.4%)	5,233 (16.1%)	415 (1.3%)	110,676 (100.0%)	4,825 (4.4%)	4,537 (4.1%)	289 (0.3%)
11月	272,611 (100.0%)	15,815 (5.8%)	14,470 (5.3%)	1,345 (0.5%)	129,327 (100.0%)	6,237 (4.8%)	5,778 (4.5%)	459 (0.4%)	32,599 (100.0%)	5,084 (15.6%)	4,560 (14.0%)	524 (1.6%)	110,685 (100.0%)	4,494 (4.1%)	4,132 (3.7%)	362 (0.3%)
12月	272,571 (100.0%)	17,937 (6.6%)	15,954 (5.9%)	1,983 (0.7%)	129,291 (100.0%)	7,269 (5.6%)	6,509 (5.0%)	760 (0.6%)	32,678 (100.0%)	5,331 (16.3%)	4,596 (14.1%)	735 (2.2%)	110,602 (100.0%)	5,337 (4.8%)	4,849 (4.4%)	488 (0.4%)
1月	272,572 (100.0%)	18,413 (6.8%)	15,974 (5.9%)	2,439 (0.9%)	129,264 (100.0%)	6,884 (5.3%)	5,993 (4.6%)	891 (0.7%)	32,723 (100.0%)	5,168 (15.8%)	4,407 (13.5%)	761 (2.3%)	110,585 (100.0%)	6,361 (5.8%)	5,574 (5.0%)	787 (0.7%)
2月	272,708 (100.0%)	16,445 (6.0%)	15,216 (5.6%)	1,229 (0.5%)	129,613 (100.0%)	6,813 (5.3%)	6,222 (4.8%)	591 (0.5%)	32,448 (100.0%)	5,134 (15.8%)	4,698 (14.5%)	436 (1.3%)	110,647 (100.0%)	4,498 (4.1%)	4,296 (3.9%)	202 (0.2%)
3月	272,649 (100.0%)	28,692 (10.5%)	25,971 (9.5%)	2,721 (1.0%)	129,393 (100.0%)	12,403 (9.6%)	11,400 (8.8%)	1,003 (0.8%)	32,753 (100.0%)	8,727 (26.6%)	7,525 (23.0%)	1,202 (3.7%)	110,503 (100.0%)	7,562 (6.8%)	7,046 (6.4%)	516 (0.5%)
合計	3,272,933 (100.0%)	209,727 (6.4%)	190,717 (5.8%)	19,010 (0.6%)	1,554,520 (100.0%)	83,892 (5.4%)	76,676 (5.0%)	7,216 (0.5%)	389,671 (100.0%)	63,990 (16.4%)	57,002 (14.6%)	6,988 (1.8%)	1,328,742 (100.0%)	61,845 (4.7%)	57,039 (4.3%)	4,806 (0.4%)

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職に任用されている職員を除いた職員)である。
2 各2年度調査では「条例等の例規による上限規制に基づく職場」と「労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場」の部署別に集計。以下、「本庁」と「出先機関」の部署別に集計。

(参考) 令和元年度の状況

	全職場合計				
	職員数 (人)	時間外勤務を 行った職員数 (人)	45時間超 100時間 未満 (人)	100時間 超 100時間 以上 (人)	
4月	258,250 (100.0%)	14,084 (5.5%)	13,388 (5.2%)	696 (0.3%)	
5月	258,803 (100.0%)	12,942 (5.0%)	12,402 (4.8%)	539 (0.2%)	
6月	258,281 (100.0%)	12,959 (5.0%)	12,409 (4.8%)	550 (0.2%)	
7月	258,081 (100.0%)	12,168 (4.7%)	11,483 (4.4%)	685 (0.3%)	
8月	257,810 (100.0%)	7,870 (3.1%)	7,386 (2.9%)	484 (0.2%)	
9月	257,762 (100.0%)	12,012 (4.7%)	11,366 (4.4%)	646 (0.3%)	
10月	257,712 (100.0%)	21,625 (8.4%)	19,713 (7.6%)	1,916 (0.7%)	
11月	257,610 (100.0%)	14,274 (5.5%)	13,306 (5.2%)	968 (0.4%)	
12月	257,466 (100.0%)	11,791 (4.6%)	10,728 (4.2%)	1,063 (0.4%)	
1月	257,178 (100.0%)	12,593 (4.9%)	11,474 (4.5%)	1,119 (0.4%)	
2月	257,155 (100.0%)	13,379 (5.2%)	12,525 (4.9%)	854 (0.3%)	
3月	257,012 (100.0%)	23,754 (9.2%)	21,764 (8.5%)	1,990 (0.8%)	
合計	3,093,120 (100.0%)	169,455 (5.5%)	157,945 (5.1%)	11,510 (0.4%)	

表15-2 時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【指定都市】

	全職場合計						右記以外の部署						条例等の例規による上限規制に基づく職場						他律的業務の比重が高い部署						労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場					
	時間外勤務を45時間超を行った職員数		45時間超100時間未満		100時間以上		時間外勤務を45時間超を行った職員数		45時間超100時間未満		100時間以上		時間外勤務を45時間超を行った職員数		45時間超100時間未満		100時間以上		時間外勤務を45時間超を行った職員数		45時間超100時間未満		100時間以上							
	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)						
4月	159,271	(100.0%)	10,892	(6.8%)	9,955	(91.3%)	72,367	(43.5%)	4,433	(6.1%)	402	(0.6%)	24,540	(16.8%)	4,124	(15.4%)	3,780	(9.1%)	62,364	(39.2%)	1,933	(3.1%)	1,742	(2.8%)	191	(0.3%)				
5月	159,346	(100.0%)	6,849	(4.3%)	6,236	(90.7%)	71,998	(45.2%)	2,761	(3.8%)	264	(0.4%)	24,907	(15.6%)	2,626	(9.5%)	2,369	(5.9%)	62,441	(39.2%)	1,196	(1.9%)	1,108	(1.8%)	90	(0.1%)				
6月	159,296	(100.0%)	7,894	(4.9%)	7,463	(94.6%)	71,975	(45.2%)	3,320	(4.6%)	195	(0.3%)	24,899	(15.6%)	2,988	(11.3%)	2,817	(7.3%)	62,422	(39.2%)	1,391	(2.2%)	1,326	(2.1%)	65	(0.1%)				
7月	159,258	(100.0%)	8,210	(5.2%)	7,735	(94.2%)	73,058	(45.8%)	3,332	(4.6%)	188	(0.3%)	23,792	(14.3%)	2,702	(10.7%)	2,539	(7.3%)	62,408	(39.2%)	1,988	(3.2%)	1,864	(2.9%)	124	(0.2%)				
8月	159,217	(100.0%)	5,895	(3.7%)	5,417	(91.9%)	73,085	(45.8%)	2,170	(3.0%)	221	(0.3%)	23,746	(14.3%)	1,714	(6.5%)	1,643	(4.5%)	62,384	(39.2%)	1,790	(2.9%)	1,604	(2.6%)	186	(0.3%)				
9月	159,250	(100.0%)	6,980	(4.4%)	6,643	(95.1%)	72,983	(45.8%)	2,855	(4.1%)	168	(0.2%)	23,921	(14.4%)	2,168	(8.1%)	2,057	(5.7%)	62,346	(39.2%)	1,789	(2.9%)	1,731	(2.8%)	58	(0.1%)				
10月	159,435	(100.0%)	8,313	(5.2%)	7,781	(93.6%)	72,970	(45.7%)	3,288	(4.5%)	324	(0.4%)	24,060	(15.1%)	2,583	(10.3%)	2,468	(6.2%)	62,405	(39.2%)	2,118	(3.4%)	2,025	(3.2%)	93	(0.1%)				
11月	159,441	(100.0%)	6,606	(4.1%)	6,140	(91.6%)	72,933	(45.7%)	2,557	(3.5%)	183	(0.3%)	24,093	(15.1%)	2,075	(8.0%)	1,929	(5.3%)	62,415	(39.2%)	1,791	(2.9%)	1,654	(2.7%)	137	(0.2%)				
12月	159,366	(100.0%)	7,113	(4.5%)	6,566	(92.3%)	72,606	(45.5%)	2,728	(3.8%)	218	(0.3%)	24,313	(16.5%)	2,256	(8.7%)	2,109	(6.0%)	62,447	(39.2%)	2,129	(3.4%)	1,947	(3.1%)	182	(0.3%)				
1月	159,208	(100.0%)	7,720	(4.8%)	6,893	(89.3%)	72,227	(45.3%)	2,859	(4.0%)	396	(0.5%)	24,560	(15.4%)	2,309	(9.4%)	2,123	(6.0%)	62,421	(39.2%)	2,156	(3.5%)	1,911	(3.0%)	245	(0.4%)				
2月	159,161	(100.0%)	7,094	(4.5%)	6,730	(94.9%)	72,054	(45.2%)	3,022	(4.2%)	163	(0.2%)	24,706	(15.5%)	2,370	(9.0%)	2,234	(6.3%)	62,402	(39.2%)	1,539	(2.5%)	1,474	(2.4%)	65	(0.1%)				
3月	159,131	(100.0%)	14,169	(8.9%)	13,129	(92.6%)	71,755	(45.1%)	5,746	(8.0%)	538	(0.7%)	25,011	(16.9%)	4,912	(18.3%)	4,565	(12.6%)	62,365	(39.2%)	2,973	(4.8%)	2,818	(4.5%)	155	(0.2%)				
合計	1,911,380	(100.0%)	97,735	(5.1%)	90,890	(92.9%)	870,011	(45.5%)	42,113	(4.5%)	3,260	(0.4%)	292,540	(16.3%)	32,827	(11.2%)	30,633	(9.1%)	748,820	(39.1%)	22,795	(3.0%)	21,204	(2.8%)	1,591	(0.2%)				

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職に任用されている職員を除いた職員)である。
 2 各和2年度調査では「条例等の例規による上限規制に基づく職場」と「労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場」の部署別に集計。 (本庁と「出先機関」の部署別に集計)

(参考) 令和元年度の状況

	全職場合計			
	職員数(人)	時間外勤務を行った職員数(人)	45時間超100時間未満(人)	100時間以上(人)
4月	146,487	11,529	11,030	499
5月	145,932	7,480	7,314	166
6月	146,019	6,397	6,225	172
7月	145,908	8,215	7,520	695
8月	145,899	4,221	4,086	141
9月	145,767	5,903	5,738	165
10月	145,933	8,901	8,498	403
11月	145,759	5,543	5,306	237
12月	145,725	4,525	4,339	186
1月	145,807	5,312	5,126	186
2月	145,603	5,873	5,621	252
3月	145,497	11,435	10,694	741
合計	1,750,336	85,334	81,491	3,843

表 15-3 時間外勤務の状況(月45時間超の職員数及び割合)【市区町村】

	全職場合計						右記以外の部署						条例等の例規による上限規制に基づく職場						労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場							
	時間外勤務を45時間超を行った職員数		100時間未満		100時間以上		時間外勤務を45時間超を行った職員数		100時間未満		100時間以上		時間外勤務を45時間超を行った職員数		100時間未満		100時間以上		時間外勤務を45時間超を行った職員数		100時間未満		100時間以上			
	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)	職員数(人)	(%)		
4月	654,650	(100.0%)	43,577	(6.7%)	39,905	(91.5%)	3,672	(8.4%)	27,367	(62.1%)	2,114	(5.7%)	25,253	(69.9%)	61,721	(14.9%)	11,207	(28.5%)	10,129	(24.3%)	1,078	(2.6%)	4,523	(10.4%)	480	(1.1%)
5月	654,638	(100.0%)	31,388	(4.8%)	27,985	(4.3%)	3,399	(5.2%)	19,981	(30.0%)	17,731	(27.0%)	2,250	(3.4%)	61,136	(9.3%)	7,697	(11.8%)	6,833	(10.3%)	864	(1.3%)	3,425	(5.2%)	285	(0.4%)
6月	654,307	(100.0%)	24,986	(3.8%)	23,390	(3.6%)	1,596	(2.4%)	15,427	(23.4%)	14,439	(22.1%)	988	(1.5%)	60,889	(9.3%)	6,535	(10.0%)	6,078	(9.1%)	457	(0.7%)	2,873	(4.4%)	151	(0.2%)
7月	653,819	(100.0%)	24,176	(3.7%)	22,624	(3.5%)	1,552	(2.4%)	15,390	(23.4%)	14,348	(22.0%)	1,042	(1.6%)	60,349	(9.2%)	5,141	(7.9%)	4,911	(7.4%)	230	(0.3%)	3,365	(5.1%)	280	(0.4%)
8月	653,508	(100.0%)	15,578	(2.4%)	14,534	(2.2%)	1,044	(1.6%)	8,848	(13.5%)	8,293	(12.4%)	555	(0.8%)	59,760	(9.1%)	3,342	(5.1%)	3,152	(4.7%)	190	(0.3%)	3,089	(4.7%)	299	(0.4%)
9月	653,242	(100.0%)	18,016	(2.8%)	16,968	(2.6%)	1,048	(1.6%)	10,761	(16.5%)	10,173	(15.6%)	588	(0.9%)	60,097	(9.2%)	4,122	(6.3%)	3,848	(5.9%)	274	(0.4%)	2,947	(4.5%)	186	(0.3%)
10月	653,261	(100.0%)	23,425	(3.6%)	22,055	(3.4%)	1,370	(2.1%)	14,211	(21.8%)	13,435	(20.6%)	776	(1.2%)	60,484	(9.3%)	5,638	(8.6%)	5,237	(7.9%)	401	(0.6%)	3,383	(5.2%)	193	(0.3%)
11月	652,662	(100.0%)	20,760	(3.2%)	19,410	(2.9%)	1,350	(2.1%)	12,286	(18.8%)	11,560	(17.7%)	726	(1.1%)	60,276	(9.2%)	5,052	(7.7%)	4,685	(7.2%)	367	(0.6%)	3,165	(4.8%)	257	(0.4%)
12月	652,799	(100.0%)	19,650	(3.0%)	18,128	(2.8%)	1,522	(2.3%)	11,281	(17.3%)	10,471	(16.0%)	810	(1.2%)	59,988	(9.2%)	4,441	(6.8%)	4,075	(6.1%)	366	(0.6%)	3,582	(5.5%)	346	(0.5%)
1月	652,230	(100.0%)	24,959	(3.8%)	22,787	(3.5%)	2,172	(3.3%)	14,400	(22.1%)	13,296	(20.4%)	1,104	(1.7%)	60,473	(9.3%)	5,995	(9.2%)	5,400	(8.1%)	595	(0.9%)	4,091	(6.3%)	473	(0.7%)
2月	651,962	(100.0%)	25,678	(3.9%)	24,217	(3.7%)	1,461	(2.2%)	15,531	(23.8%)	14,745	(22.6%)	786	(1.2%)	60,630	(9.3%)	7,022	(10.8%)	6,543	(9.7%)	479	(0.7%)	2,929	(4.5%)	196	(0.3%)
3月	651,845	(100.0%)	45,204	(6.9%)	41,622	(6.4%)	3,582	(5.5%)	29,125	(44.8%)	26,980	(41.1%)	2,145	(3.3%)	61,844	(9.5%)	11,027	(16.8%)	9,951	(15.0%)	1,076	(1.6%)	4,691	(7.1%)	361	(0.5%)
合計	7,838,923	(100.0%)	317,397	(4.0%)	293,629	(3.7%)	23,768	(3.0%)	194,608	(24.8%)	180,724	(23.2%)	13,884	(1.8%)	727,647	(9.3%)	77,219	(10.0%)	70,842	(9.2%)	6,377	(0.8%)	42,063	(5.4%)	3,507	(0.4%)

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職に任用されている職員)を除いた職員である。
 2 各和2年度調査では「条例等の例規による上限規制に基づく職場」と「労基法36条に規定されている協定による上限規制に基づく職場」の部署別に集計。各和2年度調査では、「本庁」と「出先機関」の部署別に集計。

(参考) 令和元年度の状況

	全職場合計					
	職員数(人)	(%)	時間外勤務を行った職員数(人)	(%)	45時間超100時間未満(人)	100時間以上(人)
4月	629,736	(100.0%)	50,507	(8.0%)	46,273	4,234
5月	629,734	(100.0%)	28,855	(4.6%)	27,736	1,119
6月	628,992	(100.0%)	23,576	(3.7%)	22,540	1,038
7月	629,017	(100.0%)	32,663	(5.2%)	29,043	3,620
8月	628,156	(100.0%)	14,714	(2.3%)	14,022	692
9月	627,996	(100.0%)	20,613	(3.3%)	19,561	1,052
10月	628,293	(100.0%)	39,003	(6.2%)	35,782	3,221
11月	627,840	(100.0%)	24,368	(3.9%)	22,466	1,902
12月	627,190	(100.0%)	17,795	(2.8%)	16,321	1,478
1月	626,555	(100.0%)	21,955	(3.5%)	20,432	1,527
2月	626,614	(100.0%)	24,931	(4.0%)	23,580	1,351
3月	626,185	(100.0%)	40,165	(6.4%)	37,057	3,108
合計	7,536,614	(100.0%)	339,155	(4.5%)	314,815	24,342

表16 勤務時間管理の実施方法の状況

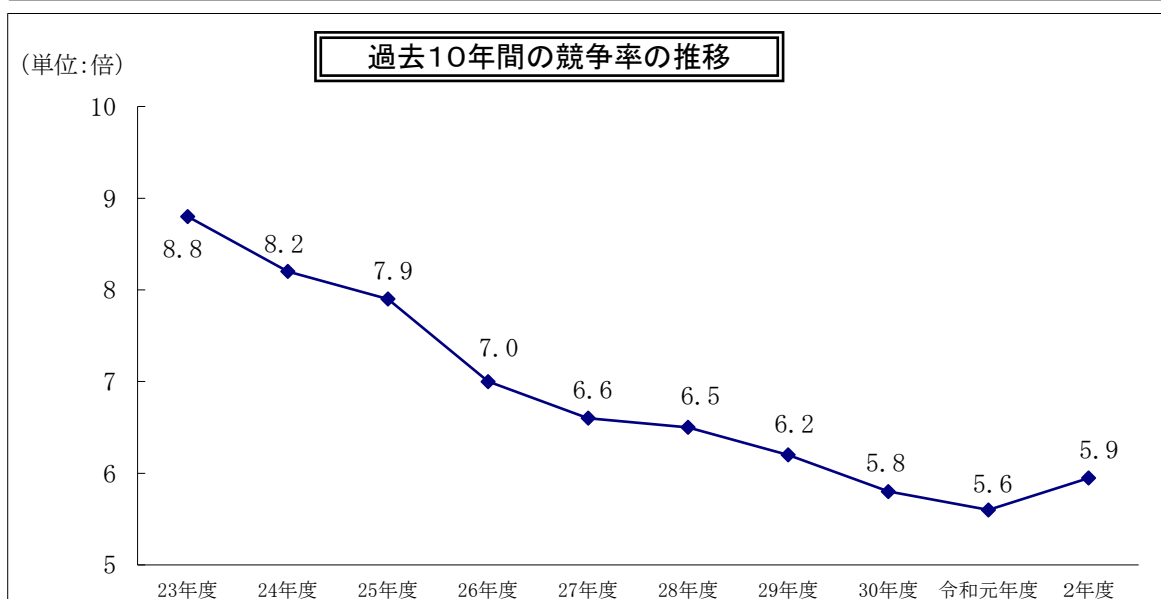
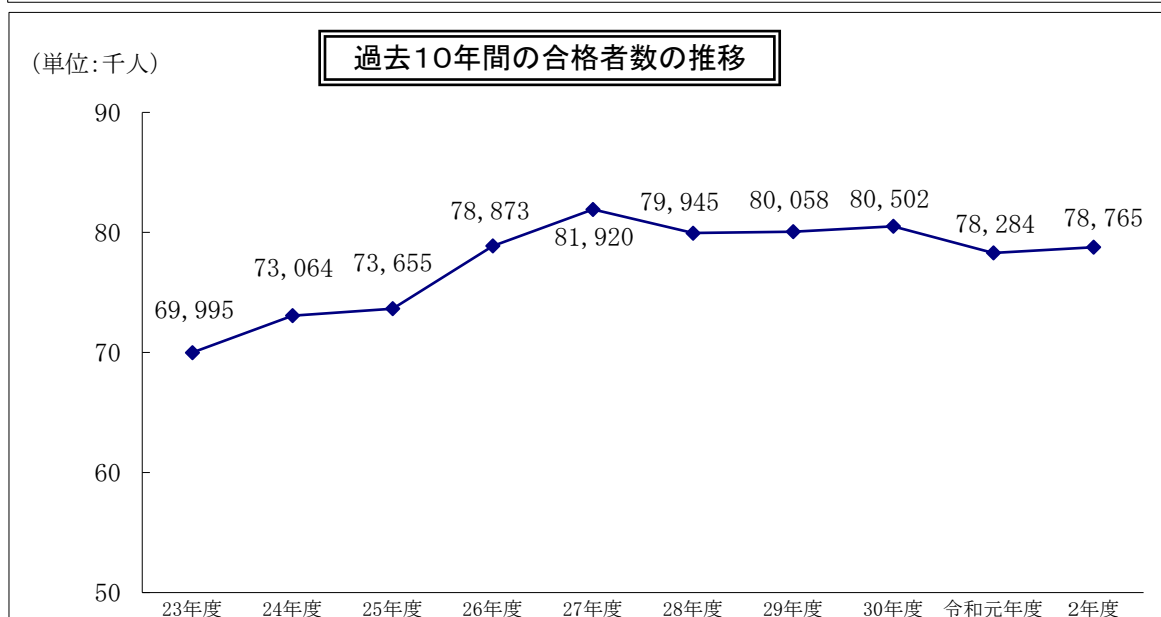
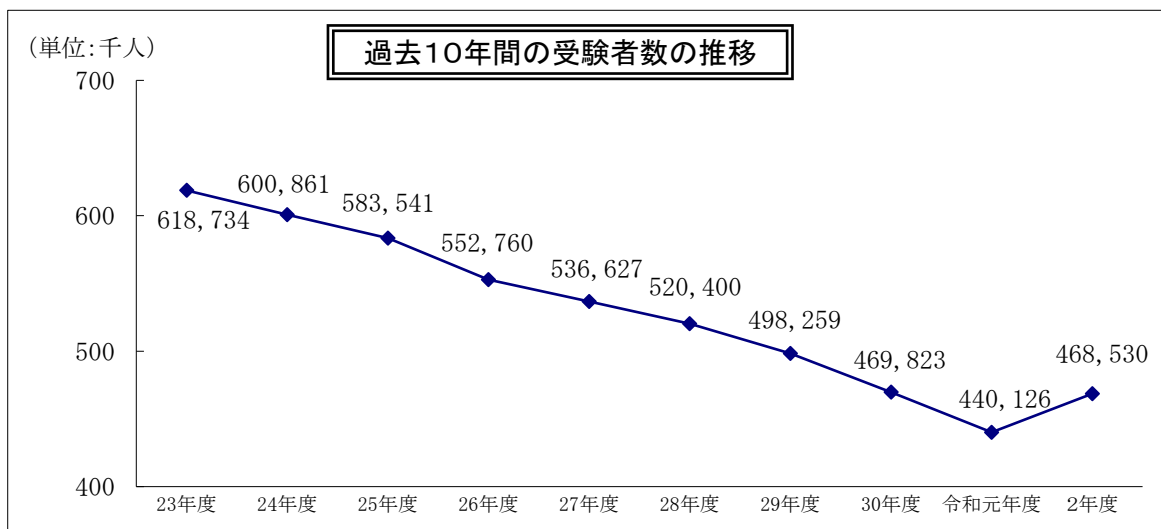
1. 勤務時間管理の実施方法

(単位：団体)

区分	団体数 (%)	実施 (%)	実施の方法					職員本人からの自己申告のみ
			勤務管理者の現認による確認・記録	タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間等の客観的な記録による確認・記録	職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録	職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録	職員本人からの自己申告のみ	
都道府県	47 (100.0%)	47 (100.0%)	28 (59.6%)	34 (72.3%)	33 (70.2%)	16 (34.0%)	6 (12.8%)	
指定都市	20 (100.0%)	20 (100.0%)	5 (25.0%)	16 (80.0%)	8 (40.0%)	8 (40.0%)	4 (20.0%)	
市区町村	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	514 (29.9%)	786 (45.7%)	537 (31.2%)	816 (47.4%)	646 (37.5%)	
合計	1,788 (100.0%)	1,788 (100.0%)	547 (30.6%)	836 (46.8%)	578 (32.3%)	840 (47.0%)	656 (36.7%)	

- (注) 1 「実施の方法」欄には、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日厚生労働省策定)に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として規定されている労働時間管理の方法を実施している団体数を計上している。
- 2 「実施」欄には、「実施の方法」欄の各方法のうちいずれか1つ以上の方法を実施している団体数を計上している。
- 3 「職員本人からの自己申告のみ」欄には、「実施の方法」欄のうち「職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録」「職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録」のいずれか又は両方の方法しか講じていない団体数を計上している。
- 4 「実施」「職員本人からの自己申告のみ」欄の()内は団体区分ごとの団体数に占める割合である。
- 5 「実施の方法」欄の()内は各団体区分の実施団体に占める割合である。

図1 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移



(注) 競争率は受験者数/合格者数

表18 競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数、採用者数の推移

(単位:人)

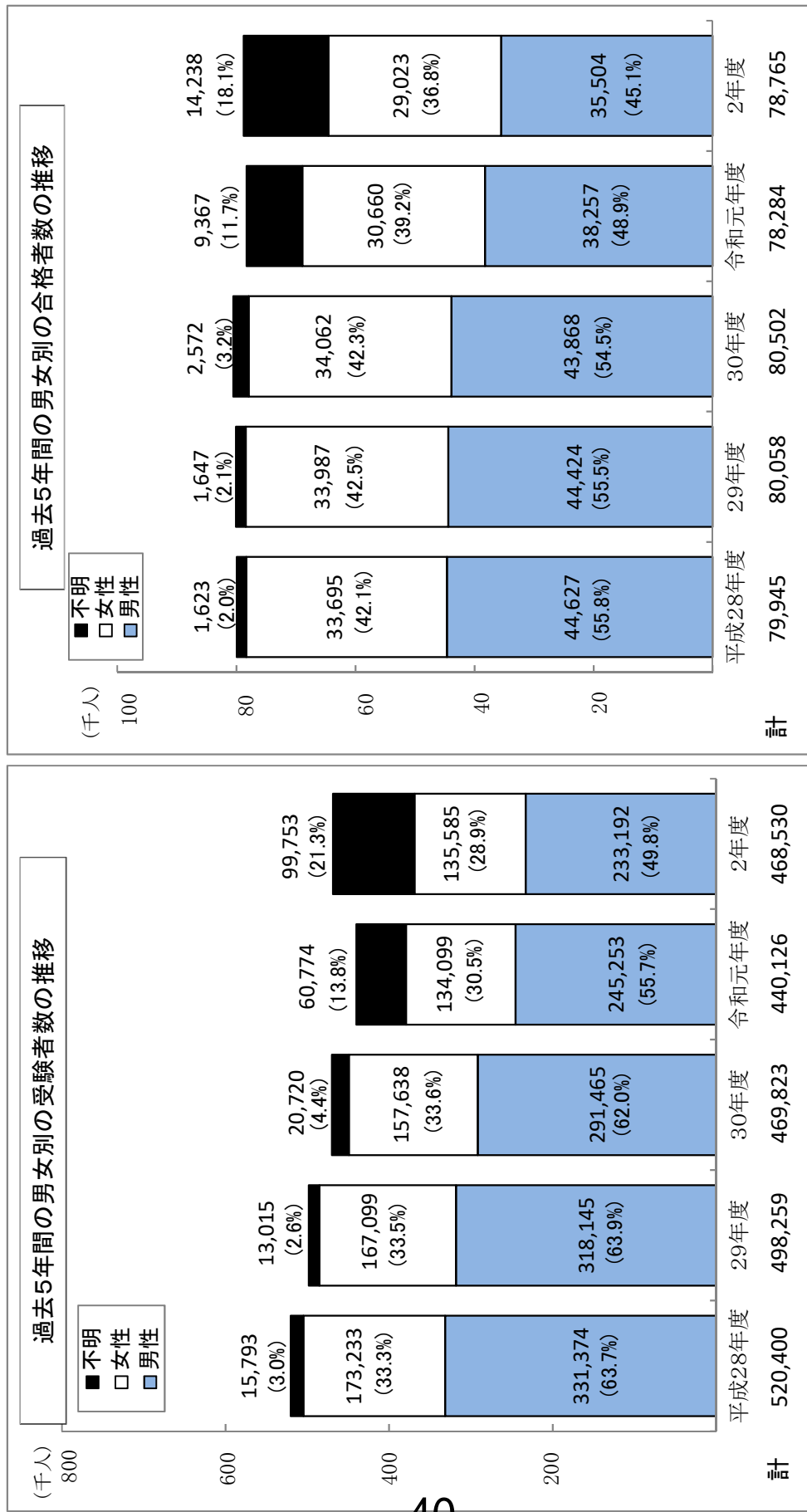
区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度							
	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数						
都道府県	男性	137,414	13,952	128,551	20,946	14,282	119,562	20,216	13,355	103,738	18,667	13,062	80,978	16,251	12,801	
	(割合)	(72.2%)	(68.0%)	(71.6%)	(68.7%)	(68.0%)	(70.5%)	(67.9%)	(66.1%)	(67.4%)	(64.1%)	(64.6%)	(56.7%)	(55.1%)	(63.4%)	
	女性	52,874	9,734	6,565	50,985	9,552	6,721	48,478	9,371	6,842	43,518	9,215	7,161	36,150	8,237	
	(割合)	(27.8%)	(32.0%)	(28.4%)	(31.3%)	(32.0%)	(28.6%)	(28.3%)	(31.5%)	(33.9%)	(28.3%)	(31.6%)	(35.4%)	(25.3%)	(27.9%)	(36.6%)
	不明							1,627	200		6,634	1,243		25,632	5,004	
	(割合)						(1.0%)	(0.7%)			(4.3%)	(4.3%)		(18.0%)	(17.0%)	
計	190,288	31,533	20,517	179,536	30,498	21,003	169,667	29,787	20,197	153,890	29,125	20,223	142,760	29,492	20,180	
市区	男性	172,975	19,458	17,101	168,785	19,982	17,260	152,929	20,112	17,336	123,947	16,255	16,211	133,790	15,948	
	(割合)	(58.5%)	(46.4%)	(48.7%)	(59.1%)	(46.7%)	(48.6%)	(56.9%)	(45.9%)	(48.8%)	(48.3%)	(38.4%)	(47.4%)	(45.6%)	(37.4%)	(47.4%)
	女性	107,197	20,878	18,007	103,829	21,208	18,272	96,846	21,322	18,184	78,743	17,953	17,966	87,331	17,538	
	(割合)	(36.3%)	(49.8%)	(51.3%)	(36.4%)	(49.5%)	(51.4%)	(36.0%)	(48.7%)	(51.2%)	(30.7%)	(42.5%)	(52.6%)	(29.8%)	(41.2%)	(52.6%)
	不明	15,535	1,621		12,915	1,631		19,041	2,361		53,761	8,074		72,408	9,124	
	(割合)	(5.3%)	(3.9%)		(4.5%)	(3.8%)		(7.1%)	(5.4%)		(21.0%)	(19.1%)		(24.7%)	(21.4%)	
計	295,707	41,957	35,108	285,529	42,821	35,532	268,816	43,795	35,520	256,451	42,282	34,177	293,529	42,610	34,138	
町村	男性	20,985	3,370	3,060	20,809	3,496	2,925	18,974	3,540	2,885	17,568	3,335	2,762	18,424	3,305	
	(割合)	(61.0%)	(52.2%)	(51.7%)	(62.7%)	(51.9%)	(51.0%)	(60.5%)	(51.2%)	(50.3%)	(59.0%)	(48.5%)	(48.2%)	(57.1%)	(49.6%)	(49.4%)
	女性	13,162	3,083	2,861	12,285	3,227	2,808	12,314	3,369	2,852	11,838	3,492	2,970	12,104	3,248	
	(割合)	(38.3%)	(47.8%)	(48.3%)	(37.0%)	(47.9%)	(49.0%)	(39.3%)	(48.7%)	(49.7%)	(39.7%)	(50.8%)	(51.8%)	(37.5%)	(48.7%)	(50.6%)
	不明	258	2		100	16		52	11		379	50		1,713	110	
	(割合)	(0.7%)	(0.0%)		(0.3%)	(0.2%)		(0.2%)	(0.2%)		(1.3%)	(0.7%)		(5.3%)	(1.7%)	
計	34,405	6,455	5,921	33,194	6,739	5,733	31,340	6,920	5,737	29,785	6,877	5,732	32,241	6,663	5,377	
合計	男性	331,374	44,627	34,113	318,145	44,424	34,467	291,465	43,868	33,576	245,253	38,257	32,035	233,192	35,504	
	(割合)	(63.7%)	(55.8%)	(55.4%)	(63.9%)	(55.5%)	(55.4%)	(62.0%)	(54.5%)	(54.6%)	(55.7%)	(48.9%)	(53.3%)	(49.8%)	(45.1%)	(53.0%)
	女性	173,233	33,695	27,433	167,099	33,987	27,801	157,638	34,062	27,878	134,099	30,660	28,097	135,585	29,023	
	(割合)	(33.3%)	(42.1%)	(44.6%)	(33.5%)	(42.5%)	(44.6%)	(33.6%)	(42.3%)	(45.4%)	(30.5%)	(39.2%)	(46.7%)	(28.9%)	(36.8%)	(47.0%)
	不明	15,793	1,623		13,015	1,647		20,720	2,572		60,774	9,367		99,753	14,238	
	(割合)	(3.0%)	(2.0%)		(2.6%)	(2.1%)		(4.4%)	(3.2%)		(13.8%)	(12.0%)		(21.3%)	(18.1%)	
計	520,400	79,945	61,546	498,259	80,058	62,268	469,823	80,502	61,454	440,126	78,284	60,132	468,530	78,765	59,695	

(注) 1 「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。

2 () は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

3 「市区」には、政令指定都市を含む。

図2 過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移



(注) 1 「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。

2 () は、各性別区分の全体に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表19 中途採用試験の実施状況

団体数	中途採用試験 (令和2年度中に実施したもの)				経験者採用試験				経歴不問の中途採用試験			
	実施団体数	受験者数	採用者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	採用者数
都道府県	47	25,073	1,759	959	41	8,551	40	800	40	16,522	800	800
指定都市	20	16,663	1,034	539	18	6,724	16	495	16	9,939	495	495
市区町村	1,722	56,719	5,538	2,584	592	21,443	438	2,954	438	35,276	2,954	2,954
合計	1,789	98,455	8,331	4,082	651	36,718	494	4,249	494	61,737	4,249	4,249

(参考) 中途採用試験 (令和元年度に実施したもの)

団体数	中途採用試験 (令和元年度中に実施したもの)				経験者採用試験				経歴不問の中途採用試験			
	実施団体数	受験者数	採用者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	採用者数
都道府県	44	11,491	1,209	877	40	7,835	16	332	16	3,656	332	332
指定都市	20	9,943	872	612	19	8,082	5	260	5	1,861	260	260
市区町村	1,722	32,591	4,259	2,441	576	19,674	268	1,818	268	12,917	1,818	1,818
合計	1,789	54,025	6,340	3,930	635	35,591	289	2,410	289	18,434	2,410	2,410

注1) 「経験者採用試験」とは、民間企業に勤務する等一定の社会経験を有する者を対象とした採用試験

注2) 「経歴不問の中途採用試験」とは、主に新卒者を対象に行う採用試験及び「経験者採用試験」以外の採用試験

注3) 「市区町村」の「団体数」には、市区町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和2年度）

1 ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況

区 分	事業場数		ストレスチェック		集 団 分 析		集 団 分 析 結 果	
	a	b	実施事業場数 (前年度)	実施事業場率 (b/a)	実施事業場数 (前年度)	実施事業場率 (前年度)	活用事業場数 (前年度)	活用事業場率 (前年度)
都 道 府 県	14,612	14,588	13,365	99.8% (99.9%)	c	c/b	d	d/c
指 定 都 市	9,291	9,291	8,553	100.0% (99.9%)			7,443	87.0% (85.5%)
市 区	44,679	43,745	37,969	97.9% (96.9%)			32,162	84.7% (83.0%)
町 村	10,541	10,066	8,123	95.5% (92.1%)			5,876	72.3% (73.2%)
一 部 事 務 組 合 等	3,645	2,493	1,985	68.4% -			1,326	66.8% -
合 計	82,768	80,183	69,995	96.9%			58,819	84.0%

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、ストレスチェックの実施について、常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、努力義務とされているが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止すると
いう観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならぬこととされている。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。(以下、全ての表において同じ。)

表 20 ストレスチェックの実施状況等（令和2年度）

2 ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況

区分	事業場数		ストレスチェック実施事業場数		実施事業場率		集団分析		集団分析結果	
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c	(前年度)	(前年度)	
知事及び市区町村長	33,051	32,020	96.9%	27,640	86.3%	23,865	86.3%	-	-	
都道府県	7,037	7,013	99.7%	5,920	84.4%	5,411	91.4%	(83.7%)	(86.2%)	
指定都市	3,459	3,459	100.0%	3,339	96.5%	3,172	95.0%	(91.3%)	(86.6%)	
市区	17,136	17,040	99.4%	14,767	86.7%	12,765	86.4%	(84.7%)	(84.2%)	
町	3,940	3,803	96.5%	3,106	81.7%	2,214	71.3%	(75.6%)	(72.6%)	
一部事務組合等	1,479	705	47.7%	508	72.1%	303	59.6%	-	-	
教育委員会	40,804	39,631	97.1%	34,461	87.0%	28,355	82.3%	-	-	
都道府県	5,171	5,171	100.0%	5,078	98.2%	4,563	89.9%	(98.0%)	(84.7%)	
指定都市	4,944	4,944	100.0%	4,336	87.7%	3,439	79.3%	(84.1%)	(84.1%)	
市区	24,711	23,878	96.6%	20,574	86.2%	17,089	83.1%	(82.0%)	(81.7%)	
町	5,910	5,590	94.6%	4,442	79.5%	3,242	73.0%	(70.2%)	(73.4%)	
一部事務組合等	68	48	70.6%	31	64.6%	22	71.0%	-	-	
警察	1,763	1,763	100.0%	1,757	99.7%	1,530	87.1%	(96.1%)	(91.1%)	
都道府県	1,763	1,763	100.0%	1,757	99.7%	1,530	87.1%	(96.1%)	(91.1%)	
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
消防	3,848	3,633	94.4%	3,313	91.2%	2,723	82.2%	-	-	
都道府県	137	137	100.0%	137	100.0%	126	92.0%	(100.0%)	(100.0%)	
指定都市	498	498	100.0%	498	100.0%	458	92.0%	(96.6%)	(87.9%)	
市区	1,478	1,478	100.0%	1,411	95.5%	1,243	88.1%	(91.5%)	(84.3%)	
町	77	77	100.0%	65	84.4%	51	78.5%	(82.7%)	(80.6%)	
一部事務組合等	1,658	1,443	87.0%	1,202	83.3%	845	70.3%	-	-	
公営企業	3,302	3,136	95.0%	2,824	90.1%	2,346	83.1%	-	-	
都道府県	504	504	100.0%	473	93.8%	382	80.8%	(93.2%)	(78.2%)	
指定都市	390	390	100.0%	380	97.4%	374	98.4%	(97.3%)	(88.6%)	
市区	1,354	1,349	99.6%	1,217	90.2%	1,065	87.5%	(87.1%)	(86.5%)	
町	614	596	97.1%	510	85.6%	369	72.4%	(78.1%)	(74.5%)	
一部事務組合等	440	297	67.5%	244	82.2%	156	63.9%	-	-	

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、ストレスチェックの実施について、常時使用する労働者が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、努力義務とされているが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルズ不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和2年度）

3 ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数

区分	在籍職員数	ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた	
		職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
都道府県	1,011,966	939,718	92.9% (91.8%)	73,705	7.8% (8.7%)	2,694	3.7% (3.5%)
指定都市	427,243	380,036	89.0% (89.8%)	33,612	8.8% (9.7%)	1,328	4.0% (3.9%)
市区	1,427,229	1,243,891	87.2% (85.7%)	120,423	9.7% (10.5%)	5,373	4.5% (4.7%)
町村	240,304	211,176	87.9% (84.8%)	20,415	9.7% (10.5%)	1,091	5.3% (6.0%)
一部事務組合等	120,554	97,860	81.2% -	8,887	9.1% -	375	4.2% -
合計	3,227,296	2,872,681	89.0%	257,042	8.9%	10,861	4.2%

(注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数がそれぞれ計上されている。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和2年度）

4 ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数

区分	在籍職員数		ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた	
	a	b	b/a (前年度)	c	c/b (前年度)	d	d/c (前年度)	
知事及び市区町村長	1,364,325	1,229,865	90.1%	121,729	9.9%	6,743	5.5%	
都道府県	299,918	275,364	91.8%	23,690	8.6%	1,250	5.3%	
指定都市	183,395	166,658	90.9%	15,019	9.0%	778	5.2%	
市区	720,398	649,446	90.2%	68,040	10.5%	3,767	5.5%	
町	139,439	125,648	90.1%	13,565	10.8%	808	6.0%	
一部事務組合等	21,175	12,749	60.2%	1,415	11.1%	140	9.9%	
教育委員会	1,079,315	918,776	85.1%	80,686	8.8%	2,732	3.4%	
都道府県	318,250	287,322	90.3%	28,658	10.0%	1,042	3.6%	
指定都市	172,351	146,846	85.2%	13,329	9.1%	392	2.9%	
市区	504,800	414,372	82.1%	33,758	8.1%	1,072	3.2%	
町	82,831	69,535	83.9%	4,876	7.0%	222	4.6%	
一部事務組合等	1,083	701	64.7%	65	9.3%	4	6.2%	
警察	300,709	294,176	97.8%	12,405	4.2%	220	1.8%	
都道府県	300,709	294,176	97.8%	12,405	4.2%	220	1.8%	
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	
市区	-	-	-	-	-	-	-	
町	-	-	-	-	-	-	-	
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	
消防	166,968	156,921	94.0%	8,737	5.6%	252	2.9%	
都道府県	19,801	19,620	99.1%	915	4.7%	7	0.8%	
指定都市	30,346	29,330	96.7%	1,251	4.3%	29	2.3%	
市区	60,955	58,440	95.9%	3,423	5.9%	91	2.7%	
町	2,443	2,324	95.1%	257	11.1%	9	3.5%	
一部事務組合等	53,423	47,207	88.4%	2,891	6.1%	116	4.0%	
公営企業	315,979	272,943	86.4%	33,485	12.3%	914	2.7%	
都道府県	73,288	63,236	86.3%	8,037	12.7%	175	2.2%	
指定都市	41,151	37,202	90.4%	4,013	10.8%	129	3.2%	
市区	141,076	121,633	86.2%	15,202	12.5%	443	2.9%	
町	15,591	13,669	87.7%	1,717	12.6%	52	3.0%	
一部事務組合等	44,873	37,203	82.9%	4,516	12.1%	115	2.5%	

(注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数がそれぞれ計上されている。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

表 20 ストレスチェックの実施状況等（令和 2 年度）

5 集団分析結果の団体区別活用状況

区 分	集団分析結果の活用内容(複数回答)											
	集団分析結果を活用した事業場数		業務配分の見直し		人員体制・組織の見直し		管理監督者向け研修の実施		衛生委員会での審議		その他	
	実施事業場数	割合(前年度)	実施事業場数	割合(前年度)	実施事業場数	割合(前年度)	実施事業場数	割合(前年度)	実施事業場数	割合(前年度)	実施事業場数	割合(前年度)
都 道 府 県	12,012	24.7% (25.3%)	2,148	17.9% (18.1%)	4,471	37.2% (43.7%)	5,150	42.9% (43.8%)	4,598	38.3% (34.8%)		
指 定 都 市	7,443	27.3% (30.2%)	1,969	26.5% (31.0%)	5,333	71.7% (72.7%)	3,589	48.2% (45.0%)	2,448	32.9% (29.9%)		
市 区	32,162	28.6% (28.8%)	8,970	27.9% (27.5%)	10,568	32.9% (40.2%)	20,707	64.4% (63.6%)	5,855	18.2% (15.9%)		
町 村	5,876	24.2% (23.6%)	1,687	28.7% (25.5%)	723	12.3% (13.6%)	4,055	69.0% (68.5%)	530	9.0% (8.6%)		
一 部 事 務 組 合 等	1,326	25.8% —	494	37.3% —	215	16.2% —	755	56.9% —	154	11.6% —		
合 計	58,819	27.1%	15,268	26.0%	21,310	36.2%	34,256	58.2%	13,585	23.1%		

(注) 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などが挙げられる。

表 20 ストレスチェックの実施状況等（令和 2 年度）

6 集団分析結果の部局別活用状況

区分	集団分析結果の活用内容(複数回答)																	
	集団分析結果を活用した事業場数		業務配分の見直し			人員体制・組織の見直し			管理監督者向け研修の実施			衛生委員会での審議			その他			
	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合
	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)
知事及び市区町村長	23,865	23.3%	5,568	23.3%	5,912	24.8%	9,389	39.3%	13,899	58.2%	5,844	24.5%	-	-	-	-	-	-
都道府県	5,411	19.8%	1,073	19.8%	846	15.6%	2,119	39.2%	1,589	29.4%	2,393	44.2%	-	-	-	-	-	-
指定都市	3,172	20.5%	651	20.5%	970	30.6%	2,379	75.0%	1,887	59.5%	961	30.3%	-	-	-	-	-	-
市区	12,765	25.2%	3,223	25.2%	3,357	26.3%	4,593	36.0%	8,662	67.9%	2,258	17.7%	-	-	-	-	-	-
町村	2,214	24.8%	548	24.8%	629	28.4%	243	11.0%	1,579	71.3%	192	8.7%	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	303	24.1%	73	24.1%	110	36.3%	55	18.2%	182	60.1%	40	13.2%	-	-	-	-	-	-
教育委員会	28,355	30.1%	8,525	30.1%	7,592	26.8%	9,514	33.6%	16,477	58.1%	6,210	21.9%	-	-	-	-	-	-
都道府県	4,563	26.4%	1,204	26.4%	841	18.4%	1,356	29.7%	2,648	58.0%	1,412	30.9%	-	-	-	-	-	-
指定都市	3,439	32.5%	1,119	32.5%	811	23.6%	2,379	69.2%	1,188	34.5%	1,230	35.8%	-	-	-	-	-	-
市区	17,089	31.6%	5,408	31.6%	5,007	29.3%	5,337	31.2%	10,457	61.2%	3,248	19.0%	-	-	-	-	-	-
町村	3,242	24.3%	789	24.3%	927	28.6%	434	13.4%	2,172	67.0%	315	9.7%	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	22	22.7%	5	22.7%	6	27.3%	8	36.4%	12	54.5%	5	22.7%	-	-	-	-	-	-
警察	1,530	35.4%	542	35.4%	337	22.0%	838	54.8%	617	40.3%	704	46.0%	-	-	-	-	-	-
都道府県	1,530	35.4%	542	35.4%	337	22.0%	838	54.8%	617	40.3%	704	46.0%	-	-	-	-	-	-
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	2,723	27.3%	744	27.3%	811	29.8%	851	31.3%	1,670	61.3%	493	18.1%	-	-	-	-	-	-
都道府県	126	30.2%	38	30.2%	29	23.0%	1	0.8%	88	69.8%	29	23.0%	-	-	-	-	-	-
指定都市	458	35.4%	162	35.4%	124	27.1%	326	71.2%	281	61.4%	154	33.6%	-	-	-	-	-	-
市区	1,243	24.5%	304	24.5%	296	23.8%	377	30.3%	808	65.0%	213	17.1%	-	-	-	-	-	-
町村	51	17.6%	9	17.6%	16	31.4%	2	3.9%	41	80.4%	2	3.9%	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	845	27.3%	231	27.3%	346	40.9%	145	17.2%	452	53.5%	95	11.2%	-	-	-	-	-	-
公営企業	2,346	24.9%	584	24.9%	616	26.3%	718	30.6%	1,593	67.9%	334	14.2%	-	-	-	-	-	-
都道府県	382	29.8%	114	29.8%	95	24.9%	157	41.1%	208	54.5%	60	15.7%	-	-	-	-	-	-
指定都市	374	26.7%	100	26.7%	64	17.1%	249	66.6%	233	62.3%	103	27.5%	-	-	-	-	-	-
市区	1,065	24.7%	263	24.7%	310	29.1%	261	24.5%	780	73.2%	136	12.8%	-	-	-	-	-	-
町村	369	20.1%	74	20.1%	115	31.2%	44	11.9%	263	71.3%	21	5.7%	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	156	21.2%	33	21.2%	32	20.5%	7	4.5%	109	69.9%	14	9.0%	-	-	-	-	-	-

(注) 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などが挙げられる。

表 20 ストレスチェックの実施状況等（令和2年度）

7 ストレスチェック未実施の団体区分別事業場数

区 分	ストレスチェックを実施していない理由（主たる理由を事業場ごとに1つ選択）									
	ストレス チェックを 実施して いない 事業場数	産業医や委託 できる事業者の 確保が困難で あるため	予算確保が困難 であるため	一部事務組合・広域連合に 派遣された職員であり、 派遣元の地方公共団体に 実施しているため	当該事業場の業務を 外部委託しており、 対象者がいないため	常時使用される職員の数が 10人未満など少人数で あり、高ストレス者の 特定や集団分析による 個人ごとの結果の 特定につなげるおそれ があるため	在籍する職員の 理解が得られ なかったため	当該事業場数	割合 (前年度)	当該事業場数
都 道 府 県	24	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (75.0%) (100.0%)	6 (25.0%) (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指 定 都 市	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市 区	934	136 (14.6%) (18.4%)	234 (25.1%) (31.0%)	0 (0.0%)	139 (14.9%) (10.1%)	190 (20.3%) (17.6%)	30 (3.2%) (0.1%)	205 (21.9%) (22.7%)	205 (21.9%) (22.7%)	205 (21.9%) (22.7%)
町 村	475	162 (34.1%) (36.3%)	45 (9.5%) (14.9%)	0 (0.0%)	25 (5.3%) (3.0%)	133 (28.0%) (26.4%)	25 (5.3%) (6.3%)	83 (17.5%) (13.0%)	83 (17.5%) (13.0%)	83 (17.5%) (13.0%)
一 部 事 務 組 合 等	1,152	383 (33.2%)	80 (6.9%)	216 (18.8%)	27 (2.3%)	429 (37.2%)	15 (1.3%)	2 (0.2%)	2 (0.2%)	2 (0.2%)
合 計	2,585	681 (26.3%)	359 (13.9%)	216 (8.4%)	209 (8.1%)	758 (29.3%)	70 (2.7%)	290 (11.2%)	290 (11.2%)	290 (11.2%)

(注) 1 表中の理由に該当しない事業場があるため、「ストレスチェックを実施していない事業場数」と該当事業場数の合計は一致しない。

2 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和2年度）

8 ストレスチェック未実施の部局別事業場数

区分	ストレスチェックを実施していない事業場数	産業医や委託できる事業者の確保が困難であるため		予算確保が困難であるため		一部事務組合・広域連合に派遣された職員であり、派遣元の地方公共団体で実施しているため		当該事業場の業務を外部委託しており、対象者がいないため		常時使用される職員の数が10人未満など少人数であり、高ストレス者の特定や集団分析による個人ごとの結果の特定につながるおそれがあるため		在籍する職員の理解が得られなかったため		県費負担教職員に対するストレスチェック及び面接指導の実施について、都道府県の知事部局又は教育委員会との調整がつかないため	
		該当事業場数	割合	該当事業場数	割合	該当事業場数	割合	該当事業場数	割合	該当事業場数	割合	該当事業場数	割合	該当事業場数	割合
知事及び市区町村長	1,031	269	26.1%	78	7.6%	167	16.2%	92	8.9%	410	39.8%	14	1.4%	0	0.0%
都道府県	24	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	75.0%	6	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	96	0	0.0%	20	20.8%	0	0.0%	47	49.0%	29	30.2%	0	0.0%	0	0.0%
町	137	63	46.0%	12	8.8%	0	0.0%	3	2.2%	54	39.4%	4	2.9%	0	0.0%
一部事務組合等	774	206	26.6%	46	5.9%	167	21.6%	24	3.1%	321	41.5%	10	1.3%	0	0.0%
教育委員会	1,173	227	19.4%	247	21.1%	2	0.2%	111	9.5%	246	21.0%	49	4.2%	290	24.7%
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	833	134	16.1%	213	25.6%	0	0.0%	91	10.9%	160	19.2%	30	3.6%	205	24.6%
町	320	87	27.2%	33	10.3%	0	0.0%	20	6.3%	77	24.1%	19	5.9%	83	25.9%
一部事務組合等	20	6	30.0%	1	5.0%	2	10.0%	0	0.0%	9	45.0%	0	0.0%	2	10.0%
警察	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	215	126	58.6%	19	8.8%	18	8.4%	1	0.5%	51	23.7%	0	0.0%	0	0.0%
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
町	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合等	215	126	58.6%	19	8.8%	18	8.4%	1	0.5%	51	23.7%	0	0.0%	0	0.0%
公営企業	166	59	35.5%	15	9.0%	29	17.5%	5	3.0%	51	30.7%	7	4.2%	0	0.0%
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	5	2	40.0%	1	20.0%	0	0.0%	1	20.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
町	18	12	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	11.1%	2	11.1%	2	11.1%	0	0.0%
一部事務組合等	143	45	31.5%	14	9.8%	29	20.3%	2	1.4%	48	33.6%	5	3.5%	0	0.0%

(注) 1 表中の理由に該当しない事業場があるため、「ストレスチェックを実施していない事業場数」と該当事業場数の合計は一致しない。

2 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 2 年度)

1 メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況

区 分	全部局数	メンタルヘルス対策に 取り組んでいる 部局数		安全衛生委員会等で 調査審議		問題点を解決するための 計画の策定と実施		実務を行う担当者の選任		職場復帰における支援の実施 (職場復帰支援プログラムの 策定を含む)		職員等への教育研修・ 情報提供		管理監督者への 教育研修・情報提供	
		割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数
都 道 府 県	182	100.0% (100.0%)	182	85.2% (83.0%)	110	60.4% (57.7%)	148	81.3% (79.7%)	174	95.6% (94.5%)	176	96.7% (96.2%)	169	92.9% (95.6%)	
指 定 都 市	79	100.0% (100.0%)	79	87.3% (82.3%)	48	60.8% (63.3%)	68	86.1% (84.8%)	77	97.5% (97.5%)	78	98.7% (97.5%)	78	98.7% (100.0%)	
市 区	2,574	99.5% (99.2%)	2,560	66.5% (64.5%)	467	18.2% (17.3%)	992	38.8% (35.5%)	1,767	69.0% (65.3%)	1,950	76.2% (73.7%)	1,674	65.4% (62.2%)	
町	2,315	92.7% (88.1%)	2,146	50.8% (49.8%)	150	7.0% (5.8%)	314	14.6% (15.3%)	767	35.7% (30.9%)	1,118	52.1% (51.6%)	842	39.2% (35.4%)	
一 部 事 務 組 合 等	1,475	66.4% -	979	29.6% -	85	8.7% -	254	25.9% -	231	23.6% -	550	56.2% -	330	33.7% -	
合 計	6,625	89.8%	5,946	55.6%	860	14.5%	1,776	29.9%	3,016	50.7%	3,872	65.1%	3,093	52.0%	

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)					
	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)				
都 道 府 県	134	73.6% (72.5%)	166	91.2% (89.6%)	119	65.4% (61.0%)	153	84.1% (83.0%)	156	85.7% -	135	74.2% (73.6%)		
指 定 都 市	60	75.9% (72.2%)	79	100.0% (98.7%)	49	62.0% (58.2%)	68	86.1% (89.9%)	74	93.7% -	47	59.5% (59.5%)	4	5.1% (5.1%)
市 区	728	28.4% (26.9%)	1,744	68.1% (65.8%)	894	34.9% (32.5%)	1,571	61.4% (57.8%)	1,507	58.9% -	1,249	48.8% (48.4%)	45	1.8% (2.4%)
町	234	10.9% (10.0%)	790	36.8% (33.3%)	333	15.5% (12.1%)	855	39.8% (40.1%)	656	30.6% -	651	30.3% (30.4%)	27	1.3% (2.2%)
一 部 事 務 組 合 等	62	6.3% -	346	35.3% -	140	14.3% -	373	38.1% -	256	26.1% -	264	27.0% -	39	4.0% -
合 計	1,218	20.5%	3,125	52.6%	1,535	25.8%	3,020	50.8%	2,649	44.6%	2,346	39.5%	128	2.2%

(注)「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 2 年度)

2-1-1 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【知事及び市区町村長】

区 分	全部局数	メンタルヘルス対策に 取り組んでいる 部局数	安全衛生委員会等で 調査審議		問題を解決するための 計画の策定と実施		実務を行う担当者の選任		職場復帰における支援の実施 (職場復帰支援プログラムの 策定を含む)		職員等への教育研修・ 情報提供		管理監督者への 教育研修・情報提供	
			部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
都 道 府 県	47	47	43	91.5% (89.4%)	33	70.2% (66.0%)	41	87.2% (85.1%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)
指 定 都 市	20	20	18	90.0% (85.0%)	15	75.0% (75.0%)	20	100.0% (90.0%)	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)
市 区	795	793	534	67.3% (65.4%)	147	18.5% (17.4%)	315	39.7% (37.7%)	567	71.5% (68.1%)	614	77.4% (74.8%)	529	66.7% (64.2%)
町	926	857	430	50.2% (49.6%)	55	6.4% (5.4%)	131	15.3% (15.0%)	314	36.6% (32.0%)	444	51.8% (51.4%)	321	37.5% (35.0%)
一 部 事 務 組 合 等	906	504	94	18.7% -	26	5.2% -	92	18.3% -	86	17.1% -	256	50.8% -	143	28.4% -
合 計	2,694	2,221	1,119	50.4% -	276	12.4% -	599	27.0% -	1,034	46.6% -	1,381	62.2% -	1,060	47.7% -

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)			
	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)		
都 道 府 県	39	83.0% (80.9%)	47	100.0% (97.9%)	30	63.8% (61.7%)	43	91.5% (89.4%)	46	97.9% -	34	72.3% (74.5%)
指 定 都 市	18	90.0% (85.0%)	20	100.0% (100.0%)	12	60.0% (50.0%)	17	85.0% (85.0%)	20	100.0% -	13	65.0% (70.0%)
市 区	237	29.9% (29.2%)	548	69.1% (67.4%)	280	35.3% (33.2%)	503	63.4% (60.6%)	481	60.7% -	393	49.6% (49.9%)
町	90	10.5% (9.7%)	315	36.8% (34.0%)	133	15.5% (11.7%)	339	39.6% (40.5%)	254	29.6% -	254	29.6% (31.4%)
一 部 事 務 組 合 等	24	4.8% -	143	28.4% -	50	9.9% -	163	32.3% -	101	20.0% -	118	23.4% -
合 計	408	18.4% -	1,073	48.3% -	505	22.7% -	1,065	48.0% -	902	40.6% -	812	36.6% -

(注)「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 2 年度)

2-2 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【教育委員会】

区 分	全部局数	メンタルヘルス対策に 取り組んでいる 部局数		問題点を解決するための 計画の策定と実施		実務を行う担当者の選任		職場復帰における支援の実施 (職場復帰支援プログラムの 策定を含む)		職員等への教育研修・ 情報提供		管理監督者への 教育研修・情報提供	
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
都 道 府 県	47	47	100.0% (100.0%)	25	53.2% (53.2%)	38	80.9% (76.6%)	43	91.5% (91.5%)	45	95.7% (95.7%)	46	97.9% (97.9%)
指 定 都 市	20	20	100.0% (100.0%)	9	45.0% (55.0%)	14	70.0% (75.0%)	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)	19	95.0% (100.0%)
市 区	792	788	99.5% (99.1%)	144	18.3% (17.5%)	297	37.7% (35.4%)	532	67.5% (63.8%)	596	75.6% (72.0%)	518	65.7% (61.7%)
町 村	891	820	92.0% (87.0%)	58	7.1% (5.9%)	116	14.1% (15.7%)	275	33.5% (29.3%)	420	51.2% (51.3%)	327	39.9% (35.1%)
一 部 事 務 組 合 等	47	39	83.0% -	8	20.5% -	8	20.5% -	11	28.2% -	24	61.5% -	18	46.2% -
合 計	1,797	1,714	95.4%	244	14.2%	473	27.6%	881	51.4%	1,105	64.5%	928	54.1%

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)					
	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)				
都 道 府 県	32	68.1% (63.8%)	44	93.6% (95.7%)	27	57.4% (55.3%)	41	87.2% (80.9%)	38	80.9% -	34	72.3% (74.5%)		
指 定 都 市	13	65.0% (60.0%)	11	55.0% (55.0%)	13	65.0% (70.0%)	15	75.0% (85.0%)	17	85.0% -	8	40.0% (45.0%)	1	5.0% (5.0%)
市 区	206	26.1% (24.6%)	401	50.9% (46.8%)	263	33.4% (30.3%)	475	60.3% (55.8%)	460	58.4% -	383	48.6% (48.0%)	19	2.4% (2.7%)
町 村	89	10.9% (9.1%)	284	34.6% (31.3%)	132	16.1% (12.6%)	320	39.0% (40.1%)	245	29.9% -	246	30.0% (30.5%)	11	1.3% (2.2%)
一 部 事 務 組 合 等	2	5.1% -	11	28.2% -	5	12.8% -	15	38.5% -	13	33.3% -	11	28.2% -	1	2.6% -
合 計	342	20.0%	751	43.8%	440	25.7%	866	50.5%	773	45.1%	682	39.8%	38	2.2%

(注)「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 2 年度)

2-3 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【警察】

区	分	全部局数	メンタルヘルス対策に 取り組んでいる 部局数		安全衛生委員会等で 調査審議		問題点を解決するための 計画の策定と実施		実務を行う担当者の選任		職場復帰における支援の実施 (職場復帰支援プログラムの 策定を含む)		職員等への教育研修・ 情報提供		管理監督者への 教育研修・情報提供	
			部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
都	道府	47	47	100.0% (100.0%)	36	76.6% (68.1%)	30	63.8% (59.6%)	39	83.0% (83.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (95.7%)
指	定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市	区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一	部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合	計	47	47	100.0%	36	76.6%	30	63.8%	39	83.0%	47	100.0%	47	100.0%	42	89.4%

区	分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)							
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)						
都	道府	42	89.4% (93.6%)	46	97.9% (97.9%)	34	72.3% (70.2%)	33	70.2% (63.8%)	35	74.5% (80.9%)	43	91.5% -	38	80.9% (83.0%)	2	4.3% (8.5%)
指	定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市	区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一	部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合	計	42	89.4%	46	97.9%	34	72.3%	33	70.2%	35	74.5%	43	91.5%	38	80.9%	2	4.3%

(注)「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

表 2-1 メンタルヘルス対策の取組状況（令和 2 年度）

2-4 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【消防】

区	分	全部局数	メンタルヘルス対策に取組んでいる部局数		問題点を解決するための計画の策定と実施		実務を行う担当者の選任		職場復帰における支援の実施 (職場復帰支援プログラムの策定を含む)		職員等への教育研修・情報提供		管理監督者への教育研修・情報提供		
			部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数
都道府県	1	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	15	75.0% (65.0%)	11	55.0% (55.0%)	15	75.0% (80.0%)	18	90.0% (90.0%)	19	95.0% (90.0%)	20	100.0% (100.0%)
市	364	361	99.2% (98.9%)	238	65.9% (64.8%)	66	18.3% (19.0%)	144	39.9% (36.6%)	253	70.1% (65.6%)	282	78.1% (78.5%)	234	64.8% (63.1%)
町	52	50	96.2% (86.6%)	27	54.0% (51.7%)	6	12.0% (8.6%)	4	8.0% (13.8%)	25	50.0% (37.9%)	32	64.0% (58.6%)	19	38.0% (41.4%)
一部事務組合等	289	267	92.4% -	112	41.9% -	34	12.7% -	94	35.2% -	77	28.8% -	179	67.0% -	112	41.9% -
合計	726	699	96.3%	393	56.2%	118	16.9%	258	36.9%	374	53.5%	513	73.4%	386	55.2%

区	分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)					
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)				
都道府県	1	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)		
指定都市	14	14	70.0% (65.0%)	7	35.0% (35.0%)	9	45.0% (40.0%)	18	90.0% (95.0%)	11	55.0% (50.0%)	1	5.0% (5.0%)		
市	113	265	73.4% (71.8%)	203	56.2% (52.5%)	134	37.1% (34.9%)	219	60.7% (59.5%)	208	57.6% -	169	46.8% (48.0%)	7	1.9% (3.6%)
町	5	24	48.0% (31.0%)	22	44.0% (34.5%)	8	16.0% (13.8%)	25	50.0% (37.9%)	20	40.0% -	18	36.0% (29.3%)	1	2.0% (3.4%)
一部事務組合等	18	125	46.8% -	99	37.1% -	54	20.2% -	130	48.7% -	99	37.1% -	90	33.7% -	6	2.2% -
合計	151	435	62.2%	332	47.5%	206	29.5%	393	56.2%	346	49.5%	289	41.3%	15	2.1%

(注)「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取組んでいる部局数」に占める割合である。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 2 年度)

2-5 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【公営企業】

区	分	全部局数	メンタルヘルス対策に 取り組んでいる 部局数		問題点を解決するための 計画の策定と実施		実務を行う担当者の選任		職場復帰における支援の実施 (職場復帰支援プログラムの 策定を含む)		職員等への教育研修・ 情報提供		管理監督者への 教育研修・情報提供	
			部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
都	道	府	40	100.0% (100.0%)	21	52.5% (50.0%)	29	72.5% (72.5%)	36	90.0% (85.0%)	36	90.0% (87.5%)	33	82.5% (87.5%)
指	定	都	19	100.0% (100.0%)	13	68.4% (68.4%)	19	100.0% (94.7%)	19	100.0% (100.0%)	19	100.0% (100.0%)	19	100.0% (100.0%)
市	区		623	99.2% (99.0%)	110	17.8% (15.8%)	236	38.2% (32.3%)	415	67.2% (63.1%)	458	74.1% (71.6%)	393	63.6% (59.9%)
町	村		446	93.9% (90.7%)	31	7.4% (6.2%)	63	15.0% (15.4%)	153	36.5% (30.8%)	222	53.0% (51.5%)	175	41.8% (36.2%)
一	部	事	233	72.5% -	17	10.1% -	60	35.5% -	57	33.7% -	91	53.8% -	57	33.7% -
合	計		1,361	92.9%	192	15.2%	407	32.2%	680	53.8%	826	65.3%	677	53.5%

区	分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)		メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)						
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)					
都	道	府	20	50.0% (47.5%)	30	75.0% (72.5%)	36	90.0% (87.5%)	28	70.0% (62.5%)	28	70.0% (60.0%)	4	10.0% (7.5%)		
指	定	都	15	78.9% (78.9%)	19	100.0% (100.0%)	11	57.9% (57.9%)	15	78.9% (73.7%)	19	100.0% -	15	78.9% (73.7%)	1	5.3% (5.3%)
市	区		172	27.8% (25.6%)	411	66.5% (63.8%)	325	52.6% (48.0%)	217	35.1% (32.8%)	374	60.5% (55.8%)	304	49.2% (47.3%)	9	1.5% (2.3%)
町	村		50	11.9% (12.3%)	159	37.9% (32.3%)	152	36.3% (34.9%)	60	14.3% (12.1%)	171	40.8% (39.7%)	133	31.7% (28.2%)	6	1.4% (2.1%)
一	部	事	18	10.7% -	63	37.3% -	77	45.6% -	31	18.3% -	65	38.5% -	45	26.6% -	3	1.8% -
合	計		275	21.7%	682	53.9%	601	47.5%	351	27.7%	661	52.3%	525	41.5%	23	1.8%

(注)「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

表 2-2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区 分	全部局数	令和3年4月1日時点で整備済み		令和3年9月末までに整備予定		令和3年12月末までに整備予定		令和4年3月末までに整備予定		令和3年4月1日現在	
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
都 道 府 県	182	179	98.4% (94.5%)	1	0.5% (0.5%)	0	0.0% (0.5%)	0	0.0% (0.0%)	2	1.1% (4.4%)
指 定 都 市	79	67	84.8% (86.1%)	0	0.0% (1.3%)	0	0.0% (0.0%)	3	3.8% (2.5%)	9	11.4% (10.1%)
市 区	2,574	1,860	72.3% (65.8%)	20	0.8% (1.5%)	17	0.7% (0.8%)	346	13.4% (17.9%)	331	12.9% (14.0%)
町 村	2,315	1,200	51.8% (44.4%)	5	0.2% (0.5%)	12	0.5% (0.8%)	594	25.7% (30.9%)	504	21.8% (23.4%)
一 部 事 務 組 合 等	1,475	364	24.7% -	7	0.5% -	8	0.5% -	167	11.3% -	929	63.0% -
合 計	6,625	3,670	55.4%	33	0.5%	37	0.6%	1,110	16.8%	1,775	26.8%

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1箇月当たり980時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1箇月以上又は2～6箇月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

3 端数処理のため、合計が100%と異なる場合がある。

表 2-2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区分	全部局数	令和3年4月1日時点で整備済み		令和3年9月末までに整備予定		令和3年12月末までに整備予定		令和4年3月末までに整備予定		未定	
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
知事及び市区町村長	2,694	1,289	47.8%	14	0.5%	12	0.4%	428	15.9%	951	35.3%
都道府県	47	46	97.9%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	18	90.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%	1	5.0%
市区	795	585	73.6%	6	0.8%	5	0.6%	108	13.6%	91	11.4%
町村	926	465	50.2%	2	0.2%	4	0.4%	249	26.9%	206	22.2%
一部事務組合等	906	175	19.3%	5	0.6%	3	0.3%	70	7.7%	653	72.1%
教育委員会	1,797	1,113	61.9%	9	0.5%	9	0.5%	333	18.5%	333	18.5%
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	18	90.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	10.0%
市区	792	569	71.8%	7	0.9%	3	0.4%	101	12.8%	112	14.1%
町村	891	458	51.4%	2	0.2%	5	0.6%	226	25.4%	200	22.4%
一部事務組合等	47	21	44.7%	0	0.0%	1	2.1%	6	12.8%	19	40.4%
警察	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	726	410	56.5%	4	0.6%	8	1.1%	108	14.9%	196	27.0%
都道府県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	16	80.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%	3	15.0%
市区	364	266	73.1%	2	0.5%	4	1.1%	46	12.6%	46	12.6%
町村	52	31	59.6%	0	0.0%	1	1.9%	9	17.3%	11	21.2%
一部事務組合等	289	96	33.2%	2	0.7%	3	1.0%	52	18.0%	136	47.1%
公営企業	1,361	811	59.6%	6	0.4%	8	0.6%	241	17.7%	295	21.7%
都道府県	40	38	95.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%
指定都市	19	15	78.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%	3	15.8%
市区	623	440	70.6%	5	0.8%	5	0.8%	91	14.6%	82	13.2%
町村	446	246	55.2%	1	0.2%	2	0.4%	110	24.7%	87	19.5%
一部事務組合等	233	72	30.9%	0	0.0%	1	0.4%	39	16.7%	121	51.9%

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1箇月当たり980時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1箇月について100時間以上又は2～6箇月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。

このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、労働安全衛生法との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 公営企業部局について、部局内で整備状況が異なる(例：病院部門では整備済みであるが、上下水道部門では整備できていない)場合には、より整備できていない部門の整備状況に応じ、部局数を計上している。

3 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

表 2 2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の団体区分別実施状況（令和2年度）

区分	全部局数	時間外勤務が1か月当たり100時間以上の職員に対する医師による面接指導(※2)		時間外勤務が2～6か月平均で80時間を超えた職員に対する医師による面接指導(※3)		時間外勤務が1か月当たり80時間を超え100時間未満で、申出を行った職員に対する医師による面接指導(※1)		その他(左記以外の一定の時間外勤務時間を選した職員に対する医師による面接指導)			
		対象者あり 部局数	割合 b/a	対象者あり 部局数	割合 d/a	対象者あり 部局数	割合 f/a	対象者あり 部局数	割合 g/f	実施 部局数	割合 h/a
北海道	182	153	84.1%	146	79.7%	134	92.4%	124	94.7%	88	48.4%
指定都市	79	60	75.9%	55	69.8%	60	75.9%	54	90.0%	26	32.9%
市区	2,574	1,435	55.7%	1,002	39.3%	1,293	50.2%	853	66.0%	421	16.4%
町村	2,315	491	21.2%	164	7.1%	312	13.5%	109	4.7%	92	4.0%
一部事務組合等	1,475	56	3.8%	33	2.2%	53	3.6%	24	1.6%	23	1.6%
合計	6,625	2,195	33.1%	1,400	21.0%	1,863	28.1%	1,171	17.5%	967	14.6%

(注) ※1 労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1箇月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があつた場合には、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。本調査においては、この実施状況を集計している。ただし、労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1箇月以内に面接指導を受けた職員など面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者は除くこととされている。

※2,3 国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1箇月について100時間以上又は2～6箇月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等にその旨規定されている。

このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

表 2.2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

4 長時間勤務者に対する医師による面接指導の部局別実施状況（令和2年度）

区分	全部局数	時間外勤務が1か月当たり100時間以上の職員に対する医師による面接指導(※2)				時間外勤務が2～6か月平均で80時間を超えた職員に対する医師による面接指導(※3)				時間外勤務が1か月当たり80時間を超えた職員に対する医師による面接指導(※1)				その他(左記以外の一定の時間外勤務時間に達した職員に対する医師による面接指導)			
		対象者あり		実施		対象者あり		実施		対象者あり		実施		実施		実施	
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/a	e	e/d	f	f/a	g	g/f	h	h/a		
知事及び市区町村長	2,694	1,130	41.9%	664	58.8%	848	31.5%	522	61.6%	570	21.2%	404	70.9%	282	10.5%		
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%	46	97.9%	46	100.0%	39	83.0%	39	100.0%	32	68.1%		
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	19	95.0%	20	100.0%	20	100.0%	8	40.0%		
市区	795	702	88.3%	484	60.9%	578	72.7%	386	48.6%	366	46.0%	290	37.2%	184	23.1%		
町	926	346	37.4%	106	11.4%	190	20.5%	67	7.1%	133	14.4%	50	5.3%	51	5.5%		
一部事務組合等	906	15	1.7%	7	0.8%	14	1.5%	4	0.4%	12	1.3%	5	0.6%	7	0.8%		
教育委員会	1,797	569	31.7%	378	21.0%	544	30.3%	337	18.7%	403	22.4%	295	16.4%	192	10.7%		
都道府県	47	42	89.4%	40	85.1%	38	80.9%	34	72.3%	41	87.2%	37	78.7%	23	48.9%		
指定都市	20	20	100.0%	19	95.0%	20	100.0%	16	80.0%	19	95.0%	18	90.0%	8	40.0%		
市区	792	398	50.3%	278	35.1%	394	49.7%	259	32.7%	279	35.2%	213	27.1%	132	16.7%		
町	891	104	11.7%	39	4.4%	87	9.8%	26	2.9%	62	7.0%	26	2.9%	29	3.3%		
一部事務組合等	47	5	10.6%	2	4.3%	5	10.6%	2	4.3%	2	4.3%	1	2.1%	0	0.0%		
警察	47	41	87.2%	41	100.0%	37	78.7%	37	100.0%	30	63.8%	30	100.0%	20	42.6%		
都道府県	47	41	87.2%	41	100.0%	37	78.7%	37	100.0%	30	63.8%	30	100.0%	20	42.6%		
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
消防	726	109	15.0%	86	11.8%	105	14.5%	74	10.2%	80	11.0%	60	8.3%	40	5.5%		
都道府県	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
指定都市	20	10	50.0%	8	40.0%	7	35.0%	6	30.0%	6	30.0%	5	25.0%	2	10.0%		
市区	364	86	23.6%	73	20.0%	87	23.9%	65	17.8%	69	19.0%	52	14.3%	35	9.6%		
町	52	4	7.7%	2	3.8%	4	7.7%	2	3.8%	2	3.8%	1	1.9%	1	1.9%		
一部事務組合等	289	9	3.1%	3	1.0%	6	2.1%	1	0.3%	3	1.0%	2	0.7%	2	0.7%		
公営企業	1,361	346	25.4%	231	16.9%	329	24.2%	201	14.8%	255	18.7%	178	12.9%	116	8.5%		
都道府県	40	23	57.5%	18	45.0%	23	57.5%	17	42.5%	21	52.5%	18	45.0%	13	32.5%		
指定都市	19	10	52.6%	8	42.1%	13	68.4%	10	52.6%	12	63.2%	11	57.9%	8	42.1%		
市区	623	249	40.0%	167	26.8%	234	37.6%	143	23.0%	177	28.4%	125	20.1%	70	11.2%		
町	446	37	8.3%	17	3.8%	31	7.0%	14	3.1%	22	4.9%	11	2.5%	11	2.5%		
一部事務組合等	233	27	11.6%	21	9.0%	28	12.0%	17	7.3%	23	9.9%	13	5.6%	14	6.0%		

(注) ※1 労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1箇月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。本調査においては、この実施状況を集計している。ただし、労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1箇月以内に面接指導を受けた職員など面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者は除くこととされている。

※2,3 国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1箇月について100時間以上又は2～6箇月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等による旨規定されている。このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。